

に公命ありて御救被下(曲淵甲斐守牧野大隅守)四日市に小屋かゝり施行場とす一人に玄米二合五勺豆二合五勺銀三兩二分づゝ小兒七歳以上迄御救被下此時町家の人数を檢戸ありしと或記に

町數 二千七百七十餘町

表店 二十萬八千餘家

市中總人數 百二十八萬五千三百人

内

五十八萬五千三百人 男

六十九萬五百三人 女

三千八百四十四人 盲人

市外吉原町一萬四千五百人

内 八千二百人 男

六千三百人 女 内二千五百人遊女

出家 五萬二千四百三十人一向宗の女除く

山伏 七千二百三十人妻帯の者の女除く

神職 三千五百八十人

右の外御用達町人能役者諸家の家來町住居の者は除くなり

(此時の町奉行は曲淵甲斐守殿牧野大隅守殿なりしを石河土佐守殿柳生主膳殿池田筑後守殿山村信

濃守殿初鹿野河内守殿など度々にかはれり)

賢臣擧げらる

打ち續く荒凶ゆゑ富農ども穀を出ださず官柄にも動かし易からざるに似たりされば國憐普からんとて此年(天明七丁未)六月廿日賢臣伊奈半左衛門(當年二十七)ぬきんでられて從五位下攝津守に任じ(御小姓組番頭格)假に五穀運搬の總司令に命せられ米穀買ひ上げの金子二十萬兩を下し給ふ是他用ならず市中御救のためなり余此時いまだ藩に入らざりければ國恩の一飯を喰し、故今拙筆に染むるはいとくかしこし伊奈殿總司と聞きて富農ども招かざるに集り來り穀路大にひらけ時の相場にて買ひ上げ價を減じて諸民にうりたまへり官仁職憐に感服して諸國よりも穀船日毎に入津す船印に伊奈の二字を染めたる幟を翻へせり依之米價追々引き下げ六月兩に一斗八升の米七月二斗八升八月四斗二升五合九月六斗八升より僅に一二升上下して年終り萬民喜躍して春を迎へり謹んで案するに左傳に有徳は萬世祭らるといへり萬世は大敷をいふのみと經にも見ゆ豈萬世のみならんや蕩平の天運茲に循環して白川の賢君重任に

坐し給ひ奸猾識を削られ賢者擧擢の時に遇ひ實曆以來三十年來修放の國體を一洗したまひければ天もまた豊兆を下し五風十雨にして五穀富饒萬民鼓腹して萬歳を唱へり

(御老中上席松平越中守定信朝臣御老中格本多彈正弼忠清朝臣後に本席と成侍從に進み給ふ白川侯は後少將に轉任あり)

追加 凶荒年表

寛永十九年壬午 飢饉 是より三十三年の後

延寶三年乙卯 同 五十七年經て

享保十七年壬子 同 五十二年經て

天明三年癸卯 不作

天明六年丙午 飢饉 五十一年經て

天保四年癸巳 同 此年八朔大風雨

九月比より白米小賣百文に五合五勺御救米兩度翌年春六合五勺北國不毛餓死多し然るに江戸の窮民に菜色なかりしは御德澤に浴する故なり仰ぎかしこむるべし國恩一日も忘るべからず

案するに荒凶は大方五十年を一期とす前記をおもひはかるに飢饉の備はなしたきものなり一人三度の飯

の一箸を米につもりて三年貯へおかば荒凶の時一家安心はさらなり他人をも救ふべしは何のさうさもなき事なれども吉に居れば凶をしらす成なすこと安して成る人を聞かず

永代橋崩る

文化四年丁卯八月廿九日深川八幡祭禮の日朝四つ時比貴重御船永代橋の下を通るとして空船なれども橋番人繩を橋のきはに引張りて人を留めけるに珍らしき祭禮ゆゑ千家萬戸見物に出ざるはなく時刻は四つ時人の出盛りなりしに大方は皆此永代橋にかゝるゆゑ一條のなは幾百人を止めし事半時あまりまちくたびれたる時それ通れとて繩を引くを見て數百人の駈け通る足の力體の重み數萬斤の物をまろばすが如くなりし故細き長橋いかでかたまるべき橋の真中より深川の方へ十間計りの所を三間あまり踏み崩しければいかでか落ちざらん跡の者はかくとはしらすおしゆくゆゑおされて跡へすさる事ならず横へひらく道なき橋の上なれば夢のやうに入水したるも多かるべし此時一人の武士刀を抜きて高くひらめかしければ是を見て跡へ逃げ歸りて道を開きたり(我も行き

橋を渡らんとするに込み合ひて渡りがたければ豊海橋の邊なる家より舟にのりて川中まで漕出だす比橋は落ちて目くるめききをひやしたりよくぞ橋を渡らざりし後に聞は黒川清足は川下の水層となりしとなんいとびんなきわざしてけり此一刀にて多くの人を助けしとぞ此事世上にてほめけるが其名をいふ人なかりしを今年まで四十年其人をしらざりしに今年晩春幽篁庵の席上話此事におよびおのれが見たる所を語りしに(見たるとははしのおちし時かけ行きて見たるはなし)御主人(久松五十之助)曰一刀をふりしは南町奉行組同心渡邊小右衛門と云ひし半老の人なりと聞きて其時にあひて四十年しらざりしを發明して耳を新にせり此人なくんばなほいく人か溺死せん無量の善根といふべし

此時橋落ちしと聞きておのれ駈け付け岸に立ちて見たるに年の比は十六七の女色小袖に髪は亂れたる死體をなはにくくして小船にゆひ付け水中を引き行く今死にたれば紅おしろいも落ちず船には四十ばかりの女顔に袖をあて聲をあげてなく母ならんと見るもいたはし付き添ひたる男町人體なり愁の色見えざる

は他人とおもはれけり又五つ計の男の子祭に出立のまゝなる死骸をいだきなくくゆく老人もありけり水上には祭のねり物にいでたりと思ふ花笠挾ば茶屋臺といふ物など流れたり初めは二三十人の死體といひしに追々波の上に浮き流るゝにより官命にて諸方の船集り小き碇に葎繩を付けたるをなげいれ死がい船にひろひ東のきしなる空地につむ(御船手組屋しきの前なり)町與力同心爰所にありて指揮す初は老若男女一所に積みおきけるが死がいを貰ひに来る者見わくるにたよりあしとて綿服絹服老若男女年のほどまでも一類にわけおきける故夜に入りても見わけ安かりしとぞ是にても溺死の多かりしをしるべし(人形町所役人名前橋請負罰せられし迄聞き書きしおきたれどさてはうるさし)なほ委しくは此時家兄の記されたる夢の浮はしといふ寫本一冊子あり今なほ藏すおのれ七十年來大火洪水の死亡は聞きたれど同じ時同じ所にて一瞬の間にくく百人水死したるは古今きゝもおよばざる天變なり是をおもへば大に群をなすとき弱きはしを心なく渡るべからず風烈又は雨中暗夜の船行などもあやうしく

けふのお祭は評判なり天氣はよし内に居たまふ日にはあらずわれらが行く先は親類なりいざいとすゝめられておのれが妻子らとゆく心なりしが不思議の事ありて行かざりし誘ひし神田邊の醫師の娘十三歳下女十八歳二人溺死せり此とき誘ひに随ひなば今日の顔は見られじ

兒ども遊び

寛文の比は十五六の娘竹馬にのりて遊びし事を正徳の比(寛文より五十年後)自笑が(京板書きしものに見えたり今思ふときはうそらしけれど誠にありし事なめり今より六十年前の比は市中の街上にて十より以上以下男女の子供うちまじりて目かくし鬼兒つ子柱とつき草履かくしかくれんぼなどとなへて夏の夕往來の妨になるほどむらがり遊びしに今さる事する兒どもなきはさかしくもなりしにやおのれをさなき時と今の子ども遊びのかはりし事なほさまぐなり(安永天明の比の小兒は寛文の比の大人の如く當時の小兒は安永天明の比の大人にまされりこざかしき事なり)

天明中戯作者

天明中草雙紙の作者有名の者通笑 横山町道具屋喜三(二佐竹の留守居)春町(小石川官人)好町(四ッ谷官人)全交(芝赤羽根觀世坐狂言師)京傳

曲亭馬琴は寛政の初家兄の許へ酒一樽持ちて始めて來り門人になりたき由をいふ所を聞けば深川仲町の裏家に獨り住むよしをいふ家兄曰草雙紙の作は世を渡る家業ありてかたはらになぐさみにすべき物なり今時鳴なる作者皆然りさて又戯作は弟子としてをしうべき事一つもなしされば己れをばじめ古今の戯作者一人も師匠はなしまづ弟子入はおことわりなりしかし心安くはなしに來給へまた出きたる物あらばみる事はみてやるべしと示されけるにしばしば來りてもの問へり其後すこしばかりト篋をしりしゆゑうらなひにて錢をとらんとするべありとてかな川宿を心あてに錢次第にて永くも足を止めんとていとま乞ひに來りしが其後六七十日音づれを聞かざりし故馬琴は狼にや喰はれつらんなど家兄戯れいはれしがある日今歸りしとて來り旅寐のはなしするうち物など調じてくはせさて立ち歸りしが或日又來りて云ふやう旅の留守に出

水の(是寛政三年の洪水)ために疊残らずくさり壁も落ち勝手の流れれうせしも多し施の稼ぎもはかばかしからざりし故今我足なき蟹の如しいかいせんといふ家兄曰しからは當分我所に食客せられよと聞きて馬琴大によるこび内弟子の心にて居し故衣服までも心つけ給へりかくてありし事半年ありある日地本間屋葛屋重三郎(通油町京傳戲作あまた上梓したる板元)來り家兄にいふやう此節見世の番頭引負にていとまをやり帳場あきて見世あし、みれば居候の男年比もよし帳だに付ければよし、しかへたき物なりいかゝあらんといふ家兄曰酒はのます手も書き文字もよめ作氣もありてうどよからんまかし實體とたしかには請合申されぬ何れ當人に咄して見んと葛屋歸りて此事を咄しければ戲作者になりたく家兄をうらやむ馬琴なれば大に喜び家兄世話にて別に請人ありて證文をなし葛屋が家僕となりしは己目前知りたる事なり(馬琴は京傳翁の大恩受けし人なり元武家浪人にて醫者の内弟子となり瀧澤宗仙と改めしかども醫の方を追出だされ飯田町邊の家主となり變名をいとや清右

衛門とし終に作者となりしは皆京傳の大恩なり序に曰蜀山人の高弟子なる宿屋飯盛は蜀山人死亡葬送の時に行かず師恩を忘却したるは馬琴と一對の不義にて人倫とは云ひがたし)さて奉公中花の春風(道行全三冊(但一冊五枚宛)春朗書にて(今の北齋)葛屋出板馬琴自序に京傳門人とあり(此本我家にありしが類焼の時失せぬ)此雙紙大に行はれてより年々作ありて高名になりぬ葛屋に三年ばかり奉公してよき入聲の口ありとて家兄をたのみいとまもらひ飯田町中坂なる下駄屋にて家主なる後家へ入聲となりしに筆硯を好む心には下駄屋はいやなりくと常にいひしが千蔭翁の門人となり出精して少しく筆意を得て後下駄屋を止め其うちにて手習の指南をなしかたはら戲作をなし後には娘にむこをとる家主をつがせ悴清吉に或家の醫師の名目を買ひとり宗伯と名乗らせ下谷字鼠屋横町といふ所に支關付の家を買ひて同住せし事多年の間著述を以て家内の口をすこせり此間に一子宗伯死すかくて天保十一年秋書畫會をなしたる時藏書のこらす賣り書畫會の金を合せて輕き官士の名跡

を譲り受けて宗伯が一子につがせ今八十一歳ばかりならん四五年前より眼病つのでりて盲人となり宗伯(此者は二十年前死去)が妻に筆を執らせ字までも口授して今に著述の上梓あるは一奇人と云ふべし

藍の才子なり殊更八犬傳の末に自稱もあれどよみ本にて全部五十巻にもおよび人に推稱せらるゝもの源氏物語水滸傳にも比すべしよみ本といふもの天和の西鶴に起り自笑其積寶永正徳に鳴りしが馬琴には三舍すべし惜哉此人にして此病あり

家兄死去の時(文化十二年乙亥九月八日)馬琴へも知らせやりしに寺へばかり(本所回向院)悴宗伯を名代として自身不來舊友は蜀山翁までも來られしが馬琴が來らざる故人々宗伯に尋ねしに病氣にはあらざる由七日佛事の時も馬琴をも書中にて招きしかど佛前へ少しの物使のみにて其後亡兄のいたみもいひにも來らず書狀にもたづねず音信不通なりしかるに馬琴書畫會をなす時京山水越後の留守とは聞きながら家兄亡後始めて來り自筆の扇二本持参したるはいかなる心ぞやと妻旅より歸りて云ひける故舊友なればすてもおかれずと會の後ながら目録もちてかの下谷を尋ねしにうりするといふ札を見て行きし先まで尋ぬべきにもあらねば歸りぬ此事は天満宮も照覽あらせ給へいつはりにあらず

天明年間に記し、如くの世上なれば洒落本流行繪雙紙も滑稽の笑ひをとる旨趣としけるに京傳翁十九歳の時(天明二年)始めて御發賣買物(全二冊板元鶴屋自畫)といふ繪さうしをか、れしに其年四方赤良(蜀山)作にて繪雙紙評判記つたや板出板ありし時京傳翁總軸卷極上々吉にあげられき是道は戲作の花澤へ踏み落とされしはじめなりけりをかきき本を作るゆゑに戲作者の名あり

享和のはじめ南仙笑楚滿人と云ふ者(芝神明前へ獨居板木師學問はなけれど風韻なりし老人なり)敵討三組盃と云ふ前後六冊物を出板(芝神明前和泉屋市兵衛板)して大に流行し翌年京傳翁敵討千鳥の玉川前後六冊大に行はる是より戲作變じて實録めかす物となりぬ

文化の中比にや京傳お六櫛木曾の仇討を作られし時
 畫師豊國おもひつきにて巻中の人物初めて役者の似
 顔になせり又口繪といふもの(さうしの始めに一卷
 の人物を出だし讚などあり)つかひはじめて加ふ
 かやうにおもひ出だしつゝ筆を操りつるは驚馬の
 あゆみぞかしむさし野の古草はたづぬるに果なし
 且白駒の寸陰もをしければ筆を山東庵の窓下に拭
 ふ(此一卷は悉く實記にていさゝかも文勢虚談な
 し我ならぬ八十に及ぶ人はしりつべし四五十年以
 下の人はいかゞ思ふらん)

弘化三年丙午初夏朔日筆を起し四日のともし火
 のもとに記し終る

七十八翁 京山老人百樹
 百樹曰本文に朱書の點竄あるは彦麿翁の筆な
 り


御やくそくゆへ筆とりて電覽にそへ御斧正可被下候
 此原本は家に留置度別に一本を寫し呈上可仕候まづ
 まづゆるく御覽可被下候○開卷へ空紙をば置申候

事は御氣にむき候て御序文願度奉存候且また御標注
 などあらば他見のたよりも可相成候かやうな物後へ
 殘し候てをかしからんと存候

是は山東京山齋藤彦麿がもとへ遣し候書付也借彦
 麿方より墨書にて

仰に随ひ認申候 彦 麿 書

京山曰是より末は御旗本天野三郎兵衛殿御隠居
 七十五老翁へ此書の原本を借したる時別紙に添
 へられたる説也

○寛政の頃までは六月の末より七月の末までうら盆
 太鼓といへるものを手遊ひ肆俗に番太郎の舗などに
 て賣たるなりこは昔の盆踊といへるは太鼓を打て踊
 しが其名残りにや如斯 にて張黒く塗た
 るを中は黄紙に
 て張惟しき繪を畫たる物也予も幼かりし頃持遊びし
 事今尙覺へり當時たまく見るは淺草寺境内なる手
 遊舗杯にあれども異也追々奢に移り形は同じけれど
 も丸みの縁は鐵にて太鼓も皮張也されど夫さへ買人
 稀なりとぞ○今女子の用るたぼさしといへる寛政七
 八年の頃一橋殿御館と覺し部屋方に下女(世に左も
 ん卷)髮辮あしく甚髮結くしとて工夫なして自ら
 いため紙にてたぼさしを拵へ墨墨にて試みしに至極
 結びよかりし故常に用ひたりしより(今とは少し形
 異なり)此部屋方より流行出て其離形を持せ部屋方
 の使役(世にざいといふ)に頼みて小間物屋に誂らへ
 拵へしより世に時行初めし也其初め誂へられしが神

田明神下なる兵藏といへる小間物屋にて予が方へも
 しばしば來りし者にて此度筒様の品出來しとて持來
 りしを予が方の女子供調へ入れ試みしに至極結よし
 とて皆用ひしを予が彼是といはれし事有右の小間物
 屋兵藏夫よりたぼさしやと號せしなり○天明寛政の
 頃は世の中賑はしく少しき客來にても酌取女杯いづ
 れの家にも呼ぬがなしされど質素の風儀猶有て女
 子の鬘結ひに吉野紙に紅絹の切を巻込て懸る事流行
 しなり今はかゝるもの片部の田舎女といへども用る
 ものなし其後又町方の女杯髮結流行して多くは櫛卷
 といへるを腰高くして艶書の文壳にて巻し事流行し
 はいかなる心にや○何者の思ひ付にや近年淺草觀音
 の四萬六千日(七月十日)に赤き唐もろこしを雷除な
 りとて商ふはいかなる據にや知らず元來赤き唐もろ
 こしは近比文化の始何處に始て出來し物にや其以前
 には日本にはなき物故既に名高き本草家栗本瑞仙院
 老も數書其外にも見當りし事なしといひきされど初
 めて出來し物に疑なし雷除といふも何によりて云始
 めけん唯何人か錢もつけんとて案じ付しなるべし
 定めし愛宕の四萬六千日に青はづきを御夢想の癩

の樂といへる事の起りに似たるべしこは昔愛宕下青松寺なる倉橋氏(井上氏とも)の僕が始し事なりとぞ(倉橋内匠井上助之進)○松平隠居少將一心齋殿は活氣の人にて器量才智世に知られし也寛政何年にか有けん吉原町見物に参られ候旨時の執政御用番なる松平越中守へ相断られ少將殿本格供にて吉原大門控書にも厭なく二本の長道具鎗を先に立五町まち不残しづかに巡見有て歸られし事有き今はかゝる事仕給ふ諸侯時世につれてや更になし

右は寛政度御改革の最中なり

(タウモロコシを煎して雷震の人を洗ふ事本草綱目附方に見へたる故方便説を云し物か一十年中の郷前裁場にて赤タウモロコシを多く作り出せしが買ふ人少かりし故淺草の四萬六千日に持出て雷除の守りといふて賣しかば夥しく賣たり爾後一ツの名物となれりとぞ遠き事にもあらずといへり明和寛政中前田春策といへる名醫の傳に雷神家へ落たる節居合候もの手足など雷火にてやけどすれば手の五指とも火毒にてはなれざるもの也これをばなすには唐もろこしを火中にくすべ其煙を手にかざ

せば自然と指はなると云々)

○天明寛政の頃は初鯉といへば甚價尊く日本橋へ初船の着し日は年によりて鯉一本價金三兩をもて換へしこは右町に在し豪家林治左衛門方にて予が家士渡邊奎右衛門なるもの右の治左衛門方にて初松鯉のさし身を振舞れ價を聞て驚し嘶を聞ぬ夫も一日くんと價下りて古春と成て盛の頃は價甚賤敷今の如くにあらず予が父甚鯉を好まれしかば有ぬる日は出入の鼻ひしげの魚屋持來らずといふ事なし故に子耳に覺へしは古春と成ぬればいかに大鯉にても一本の價二百孔を過さず今は初鯉も夫程に尊からず又古春といへども中々價賤しからずいかなるゆへにや

○寛政頃までの紙鳶は今の如く横骨多く入しはなし八枚張以上ならでは七本骨といふはなく皆五本骨なりし繪様は京山翁が記せし如く其價賤く一枚張十六孔二枚張三十二孔四枚張六十四孔予幼かりし比しはしば求て今尙覺へ居れり寛政八年の頃鐵砲洲船松町に室崎屋といへる今の如き大紋のはんでん武者繪など極彩色といふべきを畫き大風仕立として一枚張にて骨七本入しを賣初めしに殊の外流行て予もしばし

ば父へねたりし事有其價今の如く一枚張三十二孔二枚張にて五十六孔四枚張百二十四孔なれども彼室崎屋の紙鳶にあらざれば子等もいやしめぬる位なり其後數寄屋ばし御門外彌左衛門町と覺へたり和泉屋といへるが又室崎屋同様の紙鳶をひさぎて流行す是今やうの奢の紙鳶のはじめなり

○不斗思ひ出るまゝ是も昔をしのぶ一端ならんと記しぬるは寛政三四年の頃にか有けん世上一圓風邪流行て大人小兒是に犯されぬはなし殿中伺公の面々長髪人少も苦しからずこの御書付出し程の事也其頃の街唄にそれは大にお世話へといへるが殊の外流行し故お世話風といひき其翌春の新版に醒齋翁の作にてお世話風を趣向の種としお世話といへる流行妓女有て彼が許へ通へるものいつしか床にいればお世話團扇をもてあふぐにたちまち襟元ぞつとして皆此風に犯さるゝといふ青本至て行はれて予も持たりしがはや六十年のむかしとなりぬ

○京山翁が十八大通の事記したるに付て思ひ出るまゝ予が知れるをこゝに二人記す一人は本所三ツ目に其比住れたる七百石とりの御旗本なりしが大通と呼

れし名殘子孫まで貧苦の病いえず當人も證據を面に殘し鼻無かりし也今一人は其頃築地に住れし四百石とりの是又御旗本也其頃は相應に手廻し家なれども通人と呼れし程の執行に散財多く貧苦子孫に至れりしかれども此人一奇人にて其身死すべかりし前年の十月我は來年七月四日には天命終るべし故に暇乞の爲來りしなり馳走なれとて親類其外心易き方へは不殘右之通り言て誰一人實誠と思ふものもなかりしが果して翌年七月わづか二日病て四日といへるに病死せり易人相等には聊か知らぬ人なりしがいかなる事にて斯有しや奇といふべし今は其人の孫の世にて至て武人なり當時は難有君恩に御足高なり追々貧苦も薄らぎし右兩人とも姓名はもらしぬ

○玉屋山三郎は素を勤る人に非ずと思へり併都て妓家の主人は奢侈廣大なるものか知らず又玉屋も北條の利鮮身に染て改心せしが過し天保年中の類焼に玉屋既に亡んとせしを吉原町開發よりの家は唯玉屋一軒なるを惜ませられ難有御恵に吉原中不殘北條へ召出され(時の奉行遠山左衛門尉殿)吉原町惣妓家并茶屋へより助合玉屋亡ひざらんやう取計ふべきの

命有りて別て山三郎へ尋の趣には平日の賣徳且暮し方都て委く尋在し度甚奢侈の事多かりし故直々に利解有て奢侈を戒められし事予直に聞し事共なりき

因に云寛政三年市村座にて春狂言に富本豊前太夫上るりにて兼之丞後如半四郎春駒の所作上るりは元祖櫻田治助作吉原町の女郎名盡しの文句此時舞臺には澤村宗十郎義家にて萬才のすがた市村門之助景政にて才藏の扮花道にて右春駒の役者は善知鳥安かたの娘にて姉妹の狂言(作者治助)大あたりなしぬ女郎の名を文句に入れし故其妓一人より謝禮二百疋づゝ治助方へ贈りしと治助亡兄に語られけり此時おのれ廿三歳にて右の狂言猶見るが如し吉原も芝居も盛んなりしは春駒の文句を味てしるべし(和合案京山の説と見ゆ京山然り)

(此説は玉屋にあらず扇屋宇右衛門が事也)

○寛政七年都傳内座にて春狂言にて五人切宗十郎原五兵衛片岡仁左衛門三五兵衛仙女菊之丞藝者小萬五大力めりやす五人切並木五瓶作此狂言日數七十日あまり興行中頃衣裳を仕かへけり古今の大あたり江戸をうごかせぬ

○寛政八顔見世白猿隠居

弘化三丙午年十月朔日寫終りぬ

深川梳藏に寓居して北氏藏

安政四年十月三日流覽一過

活東子

古人之迹今人考之今人之迹後人或覈焉古人之迹已難考操觚之士常勞焉則今人之迹後人或勞其考索也山東翁考古之士也而亦有此著以省後人之勞其功不偉乎哉

備 識

浪華五俠傳

浪華五俠罪案

浪華の俠客五人男と唱しものは曲亭子の簀笠雨談にくわしく載たりそれはもと無類のあふれ者なり其名を曰く先鷹金文七は奈良町雁金屋七兵衛後家の兒にして年廿八これをかしらとす其手に屬するもの博勞町の庵の平兵衛年三十立賣堀中の町極印屋庄兵衛が兒極印千右衛門年二十三坂本町の雷庄九郎年三十一天満六丁目七兵衛が兒はての市右衛門年二十九是を浪華の五人男といふ猶此外にかいだての吉右衛門からくりの六兵衛因果の平兵衛などいふあふれ者は川舟手舟の飛乗して半俠半賊の悪徒なりし元祿十四年六月六日の夜喧嘩の時庵の平兵衛人を刺殺したる事よりおこりて同年八月二十六日五人の者並喧嘩屋五郎左衛門の輩まで同じ法場にかばねをさらせり又讃岐屋町に道具屋與兵衛といふものあり異名を親仁の三郎といふこれあばれ者にあらずといへども彼五人の者に脇差を借てさくせたるといふに處せられて

津の國の住居をゆるされずなりぬと曲亭子の浪花に遊ぶの日其實録を聞たるよし也今爰に抄出すまた明和年間印本淨瑠璃外題年鑑(岡本文彌同阿波太夫)に元祿十五年八月二十六日御仕置になり同年九月九日より鷹文七を出したると載たり江戸劇場にて此狂言をなしたるは享保十五年中村座秋狂言名月五人男に文七に扮す者萩野伊三郎平兵衛に扮する者坂東彦三郎千右衛門に扮する者澤村宗十郎市右衛門に扮する者大谷廣治庄九郎に扮する者二代目團十郎なり五人男のせりふは團十郎宗十郎の兩人の作なるよし殊の外の出來狂言なりしとて烏亭馬馬の芝居年代記にくわしく見へたり此大津繪の作も正徳享保年間のもの覺ゆ操り芝居の木偶をうつしたるものと云らる辛巳の晩夏江山堂より持來りたるを講ひ得たり偷問書屋主人しるす

再記元祿十五年かの俠者刑罪になりたること當時官府に書留たるものを得たりいま一本を寫して此繪に附し置ぬ前にしるす雨談といふ所と聊違ひあり讀てしるべし



斯如のもしせ亦流年初保享男八五繪畫大



浪波江のあしき友にもましわれば
いつしかそまるいつゝかりがね

八九翁蜀山人

元祿十六年未年七月御用帳に記之
町中あはれ者御詮議留書

御使 羽津元右衛門

杉原彌左衛門

元祿十四巳六月七日南久寶寺町四丁目年寄町人訴
出候は町内戎屋庄兵衛備屋河内屋五兵衛方に雇置
候喜兵衛と申者昨夜四ツ時難屋町通り候處辻合に
てあはれ者に出合打擲に逢其上手疵負生死難計體
に御座候あはれもの、内上難波町木挽庚申の勘兵
衛と申者見覺候由申聞候に付則右勘兵衛居町え屈
置候間御斷申上候旨に付御用番中山半右衛門殿に
おゝて太田善太夫殿御立合にて羽津元右衛門杉原
彌右衛門被召出右場所被越手負喜兵衛手疵見分致
惣て町中にてあはれ者令徘徊往來之者え手を負候
段被召聞及申に付此度急度可被遂御穿鑿之條喜兵
衛申口承届可申旨被仰渡候檢使被差遣候上御詮議

之次第

一南久寶寺町四丁目戎屋庄兵衛備屋河内屋五兵衛方
に雇置候喜兵衛手疵致見分候處左之腹脇長サ四寸
計深サ二寸程之切疵一ヶ所腸出有之候に付療治申
付候上喜兵衛に様子相尋申候事

萬年長十郎殿御代官所

攝州九條村百性又右衛門忰

手負 喜兵衛申口

二十二歳

一私儀河内屋五兵衛方に年來奉公相勤暇を取又右衛
門同家に罷在候處此節五兵衛商賣之用事多候に付
去る四日より被雇罷越相勤候昨夜家業仕舞候以後
同町三木屋勘兵衛播磨屋八兵衛下人五郎令同道西
横堀之濱側え納涼に罷出候處北久太郎町濱側にて
上難波町木挽庚申之勘兵衛今一人同道にて通り合
庚申の勘兵衛より私共之行當候得共此方より咎め
不申除通り夫より難屋町筋罷歸候處庚申の勘兵衛
並同道四人加はり跡より暮來り難屋町辻合にて庚
申の勘兵衛五郎を捕へ兎角不申理不盡に打擲いた
し候に付私咎の候得ば右同道の者共私を捕へ又々

致打擲刺へ左の脇腹を突切申候夜中之事故何者突
候哉覺不申候然共庚申の勘兵衛儀は兼て見知候間
同道之者共御詮議奉願候尤遺恨受可申覺悟無御座
候

南久寶寺町四丁目工屋嘉右衛門借屋

三木屋

勘兵衛申口

二十二歳

同町松屋利兵衛家主河内屋太左衛門

借屋播磨屋八兵衛下人

五郎申口

十九歳

一右二人申候は手負喜兵衛申上候通少しも相違無御
座候庚申の勘兵衛儀は見知候得共外之者共見覺不
申候間庚申の勘兵衛御詮議奉願候尤五郎儀は勘兵
衛に遺恨受可申覺悟曾て無御座候

上難波町池田屋吉兵衛家守

粉屋太兵衛忰

庚申之

勘兵衛申口

二十一歳

一昨夜町内板屋三右衛門下人市兵衛と申者西横堀納涼に罷出材木河岸罷通り候處三木屋勘兵衛喜兵衛五郎三人連にて行違候に付私共方よりなぶり掛候得共會て手向不仕行過候跡にて市兵衛私え進め候は右之者共追掛打擲いたし候得と申に付若氣にて令同道雛屋町にて追付右五郎を理不盡に打擲候處三木屋勘兵衛喜兵衛日頃見知たる者を狼藉成仕方之由申候に付市兵衛諸共右之者捕へ抓合候處え博勞町あばれ者庵の平兵衛通り合懐劔を以喜兵衛に手を負せ立退候尤私共より平兵衛え頼み候儀にては無御座候故喜兵衛手負疵を見受驚入逃かへり候以上

上難波町板屋三右衛門下人

市兵衛申口

二十四歳

一三木屋勘兵衛喜兵衛五郎に對し庚申の勘兵衛あばれ候處三人之者共取合不申行過候に付右之通にては被捨置間敷候追掛致打擲候へ共私若氣にて進め候段誤入候あばれ者之庵の平兵衛儀は不計通合候

て右之喜兵衛に手を負せ候尤私共頼候儀にては無御座候此外庚申の勘兵衛申上候通無相違候以上

博勞町河内屋吉右衛門借屋

庵の平兵衛申口

三十歳

一昨夜四ッ時雛屋町通候得共庚申の勘兵衛木挽の市兵衛相手三人と致喧嘩抓合申候に付引分候得共承引不仕候故右相手三人之内一人之脇差を私懐劔を以突切申候處庚申の勘兵衛木挽の市兵衛逃退候故私儀も立歸候然る處勘兵衛居町え手負え町人より相斷御奉行所へ訴出候山承り候に付可被遂詮議奉存右之懐劔西笹屋町かいたての吉右衛門方え今朝預置申候私儀日頃遊山船または傾城町等あばれ候に付吉右衛門儀も同類故右之譯は申聞隠置候様に頼申候昨夜私手を負せ申候者は南久寶寺町四丁目河内屋五兵衛下人喜兵衛と申者之山御詮議之上承知仕候もつとも兼て存知たる者にて無之遺恨等は無御座候若氣にて右之仕合奉誤入候由申候事

西笹屋町柘屋太兵衛借屋

中衆吉左衛門同家の弟

かいたての

吉右衛門申口

二十五歳

一庵の平兵衛申上候通り懐劔一腰並脇差一腰今朝私方え平兵衛預置候其子細は不申聞今朝致他出候間右二腰預り置候様申候故日頃心安仕來候に付無何心請取置申候尤私儀常あばれ申候事無之由申候事右一件之者共口書差上候に付同日公事場へ被召出於御立合被遂御吟味之上手負喜兵衛儀は河内屋五兵衛方にて手疵令療治平癒候は、可斷出候五郎儀は主人播磨屋八兵衛え被召預候三木屋甚兵衛は御用之節家主召連罷出候様に可相心得候庚申の勘兵衛木挽の市兵衛庵の平兵衛かいたての吉右衛門儀は牢舎被仰付被遣御詮議候間可拵其旨由被仰渡候事

元祿十四年巳六月七日入牢

同十五年午八月二十六日死罪獄門

庵の平兵衛申口

三十歳

一私儀當六月六日之夜雛屋町にて河内屋五兵衛下人喜兵衛え理不盡に手を負せ候段先達て申上候通り御座候兼て町中往來之者又は川筋遊山船其外傾城町茶屋にてあばれ候段相違無御座候かいたて吉右衛門え預置候懐劔並脇差等は右あばれ候節帶申候然れ共あばれ候場所にて押取等仕候儀終に無御座候私同類は庚申の勘兵衛かいたての吉右衛門に御座候得ば庚申の勘兵衛儀は人に手を負せ候儀は曾て無御座候極印千右衛門と申者強くあばれ町中に押取仕候由白狀

元祿十四年巳六月七日入牢

同年十二月二十二日牢死

かいたての

御障日に付死骸引捨

生所大坂

吉右衛門申口

二十五歳

一私儀從年庵の平兵衛はての市右衛門庚申の勘兵衛に突合町中往來之者又は川筋遊山船其外傾城町茶屋にてあばれ候段相違無御座候あばれ候場所にて押取仕候儀は無御座候得共去年六月傾城町にてあばれ候節相手の町人帶居候脇差一腰ぬき取則手を

負せ申候此脇差は南久寶寺町一丁目平野屋長右衛門借家くら屋原左衛門伴清兵衛え預け置申候且又當五月十日夜五幸町濱にて江戸堀三丁目かきや五兵衛と申者え三ヶ所手を負せ候此脇指御詮議を爲可通上難波町たばこや七兵衛え預け置申候尤人をあやめ候段申聞隠置候様に申合候庵の平兵衛より當七日の朝懐劔一腰並脇差一腰預り候段平兵衛申上候通前夜人をあやめ候様子委細承前候上預り置申候此段先達僞申上候儀は奉誤候惣て町中にてあばれ者七組の頭鴈金文七極印千右衛門其外喧嘩屋五郎左衛門神鳴の庄九郎かくりの六兵衛齋の勘右衛門等は押取仕候白狀

巳六月五日手鎖預け

上難波町綿屋太兵衛借屋

たばこや七兵衛申口

一 かいいたての七右衛門去月十一日私方え脇差一腰致持參昨夜及喧嘩人をあやめ候間御穿鑿可有之と存候此脇差預け置度旨申候故日頃任入魂預り置申候段奉誤候然共私儀吉右衛門同類のあばれ者にては無御座候由候事

南久寶寺町一丁目平野屋
長右衛門借屋清右衛門伴

清兵衛

一 此者かいいたての吉右衛門人をあやめ候脇差を預け居候由吉右衛門白狀之處御詮議前令欠落御帳に附候故に及御沙汰候之事

右之通あばれ者共坂本町加島屋太兵衛借家神鳴庄九郎宿なし喧嘩屋五郎右衛門からくり六兵衛同六月十日召捕入牢被仰付候奈良屋町雁金屋七兵衛後家伴鴈金文七立賣堀中之町極印屋庄三郎伴極印千右衛門船町増田屋長右衛門借屋齋勘右衛門以上三人御詮議始候を承令欠落則家主年寄町人え尋被仰付候所段々尋出召連來牢舍被仰付被遂御穿鑿候事

巳六月十日入牢

同十二月三日牢死

喧嘩屋

於生國播州池尻村

五郎左衛門申口

三十七歳

一 私儀十年前大坂え罷越宿なしにて川船加子飛乘

宿なし

からくり六兵衛申口

二十四歳

一 私儀八歳之時より父母に被捨宿なしにて船の働仕餘命を送り候今程町中にてあばれ候に人々申立候得共終に一度もあばれ候儀無御座候當四月御幸町にて往來之者に行當り及喧嘩候節相手さすかにて私顔一ヶ所右の手の甲一ヶ所突申候に付逃去候夜中故相手をも見覺不申候尤私喧嘩屋五郎右衛門と一所に船乗働致候得共あばれ候時分手合に成候儀無御座候由白狀

巳六月十日入牢

午八月二十六日死罪

獄門被仰付候生所大坂

坂本町加嶋屋太兵衛借屋

神鳴庄九郎申口

三十一歳

一 私儀數年宿なしにて川船飛乗加子致罷在候處若氣にて人集之場所におゐてあばれ候事數十度之儀に御座候去年冬迄は喧嘩屋五郎右衛門三ッ引治兵衛

白狀

巳六月十日入牢

午四月二十三日牢死引捨被仰付

浪華五俠傳

六百五

仕候處若氣にて町中集々場所え罷出喧嘩を好みあばれ方々にてさすかをもつて相手に四度手負せ申候その外人を打擲仕候儀十四五度も御座候然所去年十一月頃城町にて往來の町人えあばれ掛候得ば大脇差を抜手向候に付則ふみ倒し右脇差奪取夫より常々私帶申候其後去年十二月頃城町にて一度當二月五日五幸町にて一度あばれ候時分人に手疵負せ申候右あばれ候節鼻紙入頭巾等押取申候神鳴庄九郎儀は前々より同類にて御座候得共當春新三十石船にて盜働候故當三月より不通仕候只今七組と申あふれ者鴈金文七極印千右衛門齋の勘右衛門組合に入このもの共取立宿持に罷成居申候からくり六兵衛は私一所に飛乗加子仕候得共あばれ候儀は見及不申候當二月五幸町にて致喧嘩都て手疵を負居申候儀見届申候且亦三ッ引治兵衛と申者町中にて強あばれ去冬は夜中往來之者を追ねたり立申かけ押取仕候由及承候今程は無宿故居所は不存候之

等申合あばれ候得共去年十一月より七組と申あばれ者鴈文七極印千右衛門齋堀右衛門組合に入候様にと進め申候に付同心仕則三人之者共私を取立一宿持に致吳候依之當二月以來喧嘩屋五郎左衛門と不通仕候私帶候大脇差を讃岐町親仁三郎事道具屋與兵衛と申者より借用致候この與兵衛はあばれものを引廻し出入等有之時分可取扱仕者にて御座候私儀人に疵付候事三年前南堀江にてあばれ者はての市右衛門同道の町人四人召連罷通候所三ツ引治兵衛喧嘩屋五郎左衛門私申合あばれ掛り相手の町人一人私棒を以致打擲疵付申候五幸町にて往來之者え脇差にて切疵一ヶ所雜喉場町浦屋嶋之町人利右衛門え及打擲棒疵一ヶ所白髮町にて往來之者を脇差にて肩先一ヶ所堀江住吉橋にて往來之者を脇差にて疵一ヶ所以上五ヶ度手を負せ申候右あばれ候時分頭巾鼻紙入等押取申候且亦去年極月新三十石船にてふとん一ツ盜取申候此外町中にて追取物致候儀無御座候三ツ引治兵衛は度々追取り働候儀及申候由白狀

午七月二十日卒死

同夜引捨被仰候

社町増田屋長右衛門借屋

とんび勘右衛門申口 二十四歳

一私儀父先年病死同家へ罷在雪踏はなを、ひねり渡世仕候處若氣にて七組と申あばれもの共に付合餘情を以數年あばれ廻候處長堀間屋橋にて極印千右衛門手合にて相手一人に脇差を以淺手を負せ申候此外私一分之働きは不仕候鴈金文七儀は私共頭人にて御座候私帶候大脇差は讃岐屋町道具屋與兵衛より借用申置候此與兵衛儀私共之脇差無損料借吳候儀は人立之場所え出候時分私共後見致し遣候去年九月よりあばれ者仲間の親方分へ頼異名を親仁の三郎と附申候文七儀は與兵衛と心安く致候得共頭人之事故親方分には不仕候三ツ引治兵衛儀つよくあばれ候段相違無御座候宿なし故居所は不存候私儀此度あばれ者神鳴庄九郎被召捕御詮議にて候段及承同類之儀故難通奉存候母手前致欠落候處母を被召出尋被仰付候旨承傳無是非家主方迄立歸候由白狀

巳六月十八日入牢

未七月八日御追放被仰付

生所加州新井村

讃岐屋町播磨屋市兵衛借屋
平野屋六兵衛養子

おやちの三郎事

道具屋與兵衛申口

二十七歳

一私儀實父病死仕候故五歳之時分六兵衛養子に罷成右道具商賣仕候然處町中群集之場所にてあばれ者有之人々及難義候故七組と申あばれ者共近年心安く附合神鳴庄九郎とんびの勘右衛門え脇差を貸置其恩を以群集之場所にて私後見致吳候右一分の圍ひ不出來候依之あばれ者共親方之様に申なし其上藤右衛門町伊右衛門と申者私に意趣を合候由及承候付彼者共を頼堀江住吉橋にて打擲爲致可申と存立合候所右之町人出合押候に付不遂意趣尤私一分にてあばれ候儀無之由白狀

卯四月廿三日入牢巳六月十九日入牢二度入
午八月二十六日死罪獄門

奈良屋町雁金屋長兵衛後家
同家之悻

鴈金文七申口 二十八歳

一私儀六年以前社町夜番を打擲仕四年以前立賣堀濱にて吉原町之者清兵衛と申者に手を負せ其外町中にてあばれ候に付父母三年前卯四月二十三日願申上候吟味之上私儀牢舍被仰付候處父大切に相煩同五月十五日病死仕候私一子之儀故重て母願申上候處同六月二十七日牢舍御赦免にて於町中あばれ申間敷旨被仰渡候處出牢以後同年十月極印千右衛門同道にて於傾城町あばれ相手三十八計を千右衛門私兩人にて切立十人計に手を負せ申候其内齋藤町しかの長兵衛に深手を負せ申候傾城町を立去候處不及御詮議候其以後堀江住吉橋にて神鳴庄九郎道具屋與兵衛頼候に付藤右衛門町伊右衛門と申者及打擲候故町人出合押合候故不及殺害候其外町中にてあばれ候儀は數度之儀に御座候へ共相手殺害仕候儀無御座候私儀あばれ者之頭人之由申立候段は極印千右衛門とんび勘右衛門神鳴庄九郎杯召連

あるき何れも輕き者共故私をおのづから重くあしらひ候に付頭人之様に罷成七組と名附申候私家内に之候脇差五腰合口一腰鎗一筋並懷劔はあばれ候時分帶申候尤自分持傳又々買求之腰之物にて御座候あばれ候場所にて押取仕候儀は此度神鳴庄九郎被召捕候段及承私儀は通問敷と存候て攝州星川村伯父三郎兵衛方へ立退候處嚴敷御尋被仰付候故親類共罷越候に付早速立歸申候若氣故町中にてあばれ候段奉誤候三ツ引治兵衛と申者強くあばれ廻り殺害仕候由及承候宿なし故今程は居所不存候由白狀

巳六月廿三日入牢

午八月廿六日死罪獄門

生所大坂

立賣之堀中之町今津屋七兵衛借屋

極印屋庄三郎悻

極印千右衛門申口

二十三歳

一私儀十八歳之時より友達共に被誘二十一歳まであばれ棒鼻捨割木等にて人々及打擲數覺不中二十一

歳にて元服仕り親庄三郎脇差を吳申候付夫より傾城町にてあばれ相手三十人計切立十八人計に手を負せ申候其内齋藤町しかの長兵衛に深手を負せ申候得共場所を立去候付不及御詮議其以後傾城町並長堀間屋橋大日橋にて三度相手に手を負せ候に付去年親庄三郎手前被追出鍋屋町表借屋に暫住居仕候所同年冬庄三郎え訖言仕立歸候其以來小濱町五幸町堀江住吉橋にてあばれ候節相手に手を負せ申候同類鴈金文七とんび勘右衛門神鳴庄九郎道具屋與兵衛にて御座候文七儀は私共頭人に致七組と名附申候與兵衛儀は一分にあばれ申候儀無御座候得共私共を後見に仕權威と振ひ候爲親方分に申合置候依之異名親仁の三郎と申候右之通數度町中あばれ候得共殺害仕候儀は無御座候其外右之場所にて頭中三ツ押取仕候得共懷中腰之廻り盜取候儀無之候若氣にてあばれ候段は奉誤候此外三ツ引治兵衛はての市右衛門儀は於町中に強くあばれ候由及承候得共今程は居所不存候由白狀

右之通あばれ者共白狀に付三ツ引治兵衛はての市右衛門行衛被遂御詮議候處三ツ寺町松屋

吉兵衛借屋吹大工六兵衛方に三ツ引治兵衛當

正月追出居候て罷出候由相聞被遂御吟味候處

當正月六日迄致寐臥候得共家業不仕候故追出

し其後は行衛不存之由申候其外日向町小村屋

喜右衛門借屋木挽治郎兵衛と半町鹽屋喜右衛

門借屋幕屋長兵衛備後町二丁目鳴石屋太兵衛

借屋綿井理右衛門同借屋奈良屋三郎兵衛可存

筋有之段々被遂御吟味候處三ツ引治兵衛儀生

國阿州にて人を殺當地へ立退候由致沙汰其上

町中にて強くあばれ候故人々宿仕候者無之う

ろたへ廻り今程の行衛不存候由銘々口書有之

ほての市右衛門儀は天滿六丁目打屋久右衛門

借屋七兵衛悻にて候處あばれ者故追出し宿な

しと罷成行衛不存知候依之兩人共見合次第召

捕可申旨被仰渡候事

同年七月十一日手負喜兵衛疵平癒仕候旨南久寶寺町

四丁目年寄町人斷來候に付翌十二日被仰渡候次第

攝州九條村百性又右衛門悻

手負 喜兵衛

一右は手負せ候庵の平兵衛儀あばれ者に相極候故喧

嘩之不及沙汰に條構無之候事

南久寶寺町四丁目播磨屋八兵衛下人

五郎

同町工屋加右衛門借屋三木屋

勘兵衛

一右五郎儀口論之相手故預け置候得共詮議之上越度

無之に付預差免勘兵衛儀は同道迄之事故構無之候

事

上難波町綿屋太兵衛借屋

多葉粉屋

七兵衛

一右はかいたての吉右衛門人に手を負せ候子細を乍

承其脇差預候段僉議之上相口不届に付依之手鎖を

懸置候得共此度は口宥免候向後可相慎候旨之事

同年八月八日被仰渡候覺

上難波町坂屋三右衛門下人

市兵衛

一右は此度庚申の勘兵衛あばれ候節今荷擔不届に付

依之牢舍申付置候得共詮議之上兼々不溢候に付居

所無擗令赦免候向後急度可相慎候事

同年十一月八日被仰渡候覺

上難波町柵屋太兵衛忰

庚申之 勘兵衛

一右は當六月雛屋町にてあばれ候付牢舎申付候段々
僉議之上兼てあばれ候儀無之候に付此度は赦免候
重て於町中我儘之働於有之は急度可令沙汰條可相
愼尤居町搦無之候事

右之通中山半右衛門吉田善太夫殿被仰渡候事
翌年午六月二十二日ほての市右衛門儀天滿六丁目粉
屋文右衛門借屋七兵衛方え立歸候段附來候に付早速
被召捕候月番松野河内守殿御吟味之上牢舎被仰付御
僉議に及候事

午六月二十二日入牢二度入

同八月二十六日死罪獄門

生國大坂

宿なし

ほての市右衛門申口

二十九歳

一私儀父七兵衛同家能在候處常々喧嘩好候故あばれ
者之由父七兵衛も借屋難儀仕候に付私被追出宿な
し罷越私廿一歳以來町中にて人々打擲仕候儀數度

之事故一々申上難く五ヶ年以前巳七月二十三日夜

京町五丁目にて人を致打擲手を負せ候に付御詮議
之上牢舎被仰付候處同年八月二十四日蒙御赦免候
其節私帶居候脇差は欠所に被召上候故其後は及物
所持不仕候得共私力量有之候に付友達共同道仕あ
るき候得共私を表立候故頭取之様申立候私五年以
來數度あばれ棒割木を以度々町人を致打擲疵付候
得共殺害仕候儀無御座候同類はかいたての吉右衛
門庵の平兵衛三ッ引治兵衛其外のみ仁兵衛うの
の伊兵衛いんぐわの平兵衛と申者共申合仁兵衛伊
兵衛いんぐわの平兵衛儀は今程の行衛不奉存候私
儀去年六月あばれ者共被召捕牢舎被仰付候段及承
難遁存同月九日より當地を立退京伏見邊へ罷在候
得共難相續候故此度歸由白狀

右御用番於松野河内守殿御宅吉田善左衛門殿
御立會御糺評之上右あばれ者共鴈金文七極印
千右衛門庵の平兵衛神鳴庄九郎ほての市右衛
門以上五人於道頓堀御仕置場同年八月二十六
日死罪獄門被仰付候事

同十六年七月八日被仰渡候覺

親仁三郎事

道具屋與兵衛

一右はあばれ者共に組合町中令徘徊候段不届至極に
付然共人をあやめ候儀無之に付死罪を宥攝河兩國
今追放候此上立歸候は曲事に可申付事

右之通御月番松野河内守殿被仰渡候事

羽津元右衛門

元祿十六年末七月八日御使

杉原彌左衛門

杉原彌左衛門界割組に付立會

松井與右衛門

あばれ者科書

奈良屋町鴈金屋七兵衛後家忰

死罪獄門再牢

鴈金文七

年二十八歳

一此者おくひ町夜番打擲仕並立賣堀濱にて町に手を
負せ其外町中にてあばれ對實父母不幸之働有之由
實父母訴に付三年前牢舎被仰付同年實父母病死母
依願出牢重てあばれ候は御仕置被仰付候旨被仰
渡候以後傾城町にてあばれ相手十人斗に手を負せ

其外堀江にて大勢に出會意趣打仕候相手殺害仕候

儀は無之候兼てあばれあるき候に付懷刃所持仕候
此外家内に脇差五腰相口二腰鍵一筋有之候あばれ
者之頭人に候由同類共より申立候御詮議之時分致
欠落尋出候事

博勢町河内屋吉右衛門借屋

死罪獄門

庵の平兵衛

年三十歳

一此者當六月雛屋町にて河内屋六兵衛下人喜兵衛理
不盡より手を負せ兼々町中にて往來之者並遊山船
にあばれ申候且亦懷刃所持仕候其外分限不相應之
脇差一腰所持致し御僉議之刻かいたての吉右衛門
預け置候事

立賣堀仲之町今津屋七兵衛借屋

極印屋庄三郎忰

死罪獄門

極印千右衛門

年二十三歳

一此者あばれ者御詮議に付致欠落尋出し候拾八歳よ
り以來町中にてあばれ候儀數度不申候相手に手負
せ申候儀は人數十四人其外堀江にて大勢出會意趣

がへし仕候並町中にて其々あはれ候節頭巾三ツ押取候常々大脇差を差あるき家内に大脇差三腰有之候鷹金文七組合之者に候事

坂本町加島屋太兵衛借屋

死罪獄門

雷庄九郎
年三十一歳

一此者町中にて數度あはれ相手に手を負せ候段五度有之候相手之頭巾二ツ押取並三十石船にて蒲團二ツ盗取候差あるき候大脇差は極印千右衛門道具屋與兵衛より借用仕手前に所持候事

宿なし

死罪獄門再牢

ほての市右衛門

一此者京町五丁目にて人を致打擲手を負せ候に付御詮議之上牢舎被仰付候同年被成御赦免重てあはれ候は御仕置被仰付候旨被仰渡候以後町中あはれ人は不及殺害候得共棒割木を以度々町人を打擲に及候同類被召捕候に付及承致欠落尋出候事

西笹屋町柵屋借屋中衆

吉右衛門同家弟

かいたての

死罪獄門

吉右衛門

巳三月二十二日牢死引捨被仰候 年廿六歳
一此者庵の平兵衛と申合大脇差を差あるき相手兩人に手を負せ相手の脇差一腰もき取申候並庵の平兵衛脇差預り隠置候事

宿なし

喧嘩屋

死罪獄門

五郎右衛門

年二十七歳

一此者町中にて數度あはれ相手をさすがにて四度脇差にて三度手を負せ申候あはれ候節相手の大脇差一腰並鼻紙入押取申候右之大脇差常に差ありき候事

永牢

とんびの

午六月廿日牢死

勘右衛門

同夜引捨被仰付候事

年二十四歳

一此者鷹金文七と同道仕折々あはれ候得共一分之働き不仕候三年以前長堀間屋橋にて極印千右衛門同道にて相手一人を脇差にて手を負せ申候其外傾城町にて折々あはれ指ありき候大脇差は道具屋與兵

衛より借用仕候手前にて所持不仕候故詮議之時分欠落致候得共立歸り候事

永牢

宿なし

午四月十九日牢死

からくり

翌晦日引捨被仰付候

六兵衛

一此者町中にあはれ候儀無之候當四月傾城町にて喧嘩仕手負せ申候終に及物所持不仕候事

但し庵の平兵衛かいたての吉右衛門差口にて牢舎を罷仰付候八歳より宿なしにて旨白狀仕候事

讃岐屋町播磨屋市兵衛借屋

六兵衛養子

永牢

親仁の三郎事

未七月八日攝津國に於て 與兵衛

追放被仰付候事

年二十七歳

一此者あはれ者共日頃出會とんびの勘右衛門雷庄九郎脇差を借置人集の場所え出候時分一分の圍ひに仕候其上藤右衛門町伊右衛門と申者意趣を合候段及承合はあはれ者共を頼堀江住吉橋にて打擲爲致可申所町人出合候に付不遂意趣候旨白狀
上難波町池田屋吉兵衛家守

粉屋太兵衛伴

庚申の

巳十一月八日御赦免

勘兵衛

居所無掃事

年二十一歳

一右は河内屋五兵衛下人喜兵衛並五郎にあはれかゝり致打擲候のみにて終にあはれ候儀無之旨白狀仕候事

右之者共巳六月被召捕牢舎被仰付拷問之上段旨白狀仕候依之如此御仕置可被仰付旨巳十一月被仰出候以上

午二月

杉原彌左衛門

羽津元右衛門

猿樂沿革考

川崎重恭識

天照大御神の隠座つる岩屋戸を細開て御覽して八意
思兼神の遠慮深謀たまへるより出て天宇受賣命の神
樂の長となり給へるに起り高天原動而八百萬神共咲
(古事記)とある如く彼命の猿女舞の雄々しく樂しく
可咲かりけんはさらなり八百萬神の御心とりもちて
大御神の御怒りをなごめたまへる吉例のまに、鎖
魂祭代々に行はれて古語拾遺に凡鎖魂之儀天鈿女命
之遺跡また天孫本紀に鎮祭之日猿女君主其神樂など
ありて其様は貞觀儀式に御巫舞訖次諸御巫猿女舞畢
とみえ江次第にも神祇官雅樂寮神樂次御巫衝宇氣と
あるごとく御巫猿女共に宇受賣命の裔孫の仕へ奉れ
る神事にて彼命の裔たる猿女君の血脈はたえつ、も
他姓の人にさへ猿女君の戸を賜ひて神事に仕へまつ
らせたまへりける(そは延喜の臨時祭式に凡御巫取
庶女塘事充之但考選准散事宮人とあるをもて知るべ
し)さて此御巫の神樂事仕へ奉りて神の御心執り申

すも天皇の大御側にいつき奉る内侍たちの君と臣と
の御中執持もその職掌は異なれとも本意は違へる事
なく千草ぶるあしき事物の射向ひ奉る凶事あらせず
和し宥むる職掌なりけるか、れば世々神事の主とあ
るは所謂神樂なる故をもて神代紀岩屋戸の段に巧作
俳優また同下卷火須勢理命の火遠理命に吾將爲汝俳
優之民とのたまひて足占云々の舞したまひしその舞
業とも、絶えず其命の裔たる隼人どもに傳はり來つ
つこれはた弟命の御心解かむ御謀より出れば神樂と
いひ俳優といふも其起原は只をかき業を巧み出で
神に在れ君にまれ鬱陶たる御心を暢和すべき業にし
て必しも後世風の法則にかゝる事々しき業には非ず
さればのちに猿樂業など云ふは更なり神樂も俳優よ
り起りつれば決めて古は漢風の嚴ならず可笑きわざ
なりけむを今の世に傳はる神樂歌譜といふものに大
かた曲調をしるしたるは漢籍參來てよりのち詰屈に
ものしたりけむなるをしるべしさて俳優のワザは童
謠諺などの和射に同じく誰がをしふるともなく己が
心よりともなく猥に謠出らるゝ規矩もなき歌辭をい
ふワザはをかしの約まれる辭なり(鈴屋翁は招の義

に説かれつれど師はなほをかしの義といはれたりな
ほ委しくは師の古史傳を見るべし)かくて時世沿り
革り上代の俳優神樂はさてありつゝ漢籍韓人ともこ
こら參來てより已來唐高麗また遠き戎の國なる樂と
いふものとも數多く傳はり來つゝ(皇極紀なる八佾
舞續紀なる大唐樂百濟樂高麗樂新羅樂度羅樂林邑樂
勃海吳樂また五常太平樂長者舞拔頭陪臚鳥菩薩など
尙此外にもいと多かりぬべし)尙上宮既戸皇子など
西戎の樂どもをもつし作りたまひ(拾芥抄上末樂
目錄の下に擧たる名どもの中たゞに西戎より渡れる
ものと皇朝にて作られたると混れ用ひられたる中に
は既戸皇子のものしたまへるも多しまた賀殿十天樂
柳花苑春庭樂秋風樂胡蝶樂など下れる世に作り出た
るがあるをも思ふべし)皇朝にも雅樂寮大歌所など
を定められ今の世に所謂古樂いと多く出來にしてい
いよますゝ音律曲調にからめられつゝ假令吾が手
の左する勢なるも右をもてし吾が聲の高く唱はるゝ
曲も低くものするやうのすぢはた出來ためるかくて
往昔折々にもてなしけむ久米舞國栖伎立出舞小墾田
舞楯節舞筑紫舞縣舞倭舞駿河舞其餘神樂催馬樂な

どの類古に近く今に疎く法則曲調こちゝしからぬ
は鄙め貶しめ専らに雅樂(上にいへる唐高麗亦皇朝
の新製なる樂どもをいふ)をのみ用ひらるゝ世とは
なりけめ夫よりはるかに世おし移り足利氏の奏政し
たまふころより猿樂といふ一種の舞わざ出來て大將
軍家の式どもには何によらず用ひられ所謂雅樂は公
にもてなし給ひ將軍家には猿樂を頒ち用ひたまふ御
定のごとなり來にける抑此猿樂てふものは禪僧宜竹
が書ける翰林胡蘆集といふもの(和事始卷五所引)に
大優者の伎は秦、河勝に始れり今此伎をなすもの皆
其後胤なり云々村上天皇萬機の暇太子の筆する所の
申樂延年記を見たまひ群臣に告て曰く上諸神を敬ひ
下萬民を安ずる事申樂に過たるはなしとて則河勝が
遠孫秦、氏安に命じて重て此伎を興す又紀氏あり氏
安が女弟婿なり故に二人共にこれを起し日々大内の
殿前に舞ふ天皇六十六番は事しげくして一日に終り
がたきを以て其事を抽て三十三番とす稻積翁代積翁
父承是也云々太子神樂の神の字をわけて申樂と名づ
くとあり和漢三才圖會卷十六藝能部の下論の條に按
謠近世之製以比漢謳歌者也俗倫本出於聖樂而和十二

律用數品樂器奏之也不容易因後世賸之以扇謳舞謂之猿樂又謂之能或云聖德太子百濟味摩之等傳來樂加之依神代猿女君樂以笛鼓調改扇舞曲新製三鼓爲舞伎諸始製謠舞樂秦川勝從而製之住吉大神更感之請奏祭場太子重製三當前製三十三番後製神請三番名之爲猿樂云々猿樂或謂依猿女君之樂或見猿以扇舞踏作之故名猿樂並非也凡物似真者稱犬(犬筑波集犬椒之類)是亦比正樂則野鄙故稱猿樂耳といへり豐聰耳御子猿樂を作り起めたまへるといふはあらぬ事にて實は今の世の猿樂能を古き世より在けむ物にせし後世人の誣罔なるへしそはいかにといふに此事正史實錄に見えし由なくはた所謂雅樂ともの中に此皇子の作り給へるといふもこゝろあるをその雅樂を作り給へらむ皇子の再眞樂を混るべき舞樂をばいかゞは起製たまふべき又代々の天皇かりそめの御遊にも眞樂とも時にしたがひてものせさせたまへるよしは書にも見えたれど稻積翁などの舞樂を用られたることのふつに見えぬをいかにせむ一案に厩戸皇子の古樂を作りそへたまへるといふ説を猿樂能の事に書なしつるものにもぞあるへき)且その名とも、新猿樂記なる呪師侏儒舞

蝦澁舍人などいへる似通て同じ類の舞事なりけむと推度るゝにつけてもよし實に厩戸太子の作りたまへるならむも今の能といふものゝ類にかはりて公事のむべししき際に非ざりけむ事灼然なむ(なほ下にいふを見るべし)さるを太宰純といへる儒者が吾國古公家全盛時ハ唐朝ノ禮樂ヲ習ハシテコレヲ朝廷ニ用ラレシニ武家ノ世トナリテヨリ禮樂廢レテ用ラレヌ室町家ノ時云々猿樂トイフモノヲ樂トナシテ朝廷ノ儀式ニ是ヲ用ラルなどいへるは其時世の風俗をも辨へず己が臆度に出たる杜撰なりける(そは往昔の樂といふものは諸越の唐といへる頃のものなりと思ひとれる偏屈なるをもてるべし高麗百濟新羅又天竺といへる國の樂さへあるを知らずやありけむ)足利氏の將軍家と申しけるころ武家漸く文華に誇りて武備を失ひいと柔弱なる時世なりけれどさすがに公の雅樂をもて遊びぐさにせられんは上を借るさまなればにや鹿苑院准后の童坊觀阿彌とかいふものに課せてはじめ謠曲舞伎を作り出られつゝも古くよりいひ馴たるさるがごとくいふ名を命せてひろく世にももてはやさせ給へりけむをさはれ朝廷に雅樂を捨

て専らに猿樂のみ用ひさせ給へりしには非ず遙に世移りて慶長三年の御ゆどの、上の日記にくる戸の千遍の御樂七月六日大佛くやうの樂の道具の事八月二十一日などありて其ころ豊臣太閤の猿樂能を好み給へりしに并せて同じ日記六月二十二日はるゝの下に奈良に能の上手有るよし聞し召て御覽せられたきよし德善院へ仰出さるゝ清涼殿にて御能十三番あり又二十三日にたゆふ後朝に参りてうたひまゐらせ候御所望にて御能九番ありなどやうに朝廷にも御もてあそびぐさにしたまへる世なれど尙さるべき事の折は必雅樂をものしたまへるをもても知るべし(今の世もなほ然るをや)さて猿樂と書きてサルマヒと訓べし(師説に伊勢風土記に申樂をサルマヒと訓たるを例としてかく訓むべしといはれたり)こは猿女舞の略辭にてかの岩戸の前に神懸して胸乳を掛出踏とらこし舞たまへるさまの猿がましく最可笑かりし故に宇受賣命を御巫の起原として直に猿女君祖とも申し其舞わざを猿女舞サルガヒワザとも唱へ來にけむに合せて俳優を雜伎如獼猴之狀と唐籍にいへる獼猴の字に因りて猿樂の文字を借用ひつゝのちにはサルガ

クとも唱へしならん(されどかく訓みては樂の字は文字音にて猿の字は訓なりこは所謂湯桶よみといふ物ぞ)されど樂と訓まむはいにしへさまならねば佐流麻比と訓る例に従ふべしさて猿といふ事は源氏物語乙女の卷にさるがうがましくわびしげにまたけうさうしなどはされなんとのたまひて蜻蛉日記に(中卷)天下のさるがうごとをいひのゝしらるめれど又枕草紙にただひと日さるがう事をしたまふ程に又(中の關白殿の事を白して)道のほども殿の御さるがふ事にいみじくわらひて又やゝさらにしらすと口引たれてさるがふしかくるに又おとこのうちさるがひものよくいふが來たるは物いみなれどいれつかし又これは今すこし花やぎたるさるがふ事など打し大鏡(卷六道頼大納言の事をいふ)にいとよく又されおかしくもおはせしなほさればみされくつがへるなどいふ事物どもにこゝろ見えて原始はさるまひてふ事より出つゝさるまひさるがひ同音相通はし用ひかふともかひとも活用したさるといふ事をさへそさればみされくつがへるとやうにサレとも用ひて下學集下卷熊藝門にも左禮戲義といへるも皆猿舞の由に叶へ

りサレザレといふ詞今もなほ訛り傳へてシヤレといへり(漢文字の洒落を填てシヤラクの音訛りてシヤレとなれりと混へ思ふ人もあれどこは本をすて、末を説くにて實にサレ即シヤレなるに幸に洒落の音のシヤラクとよまれて義もかつく通へればこそあれ竹また石などの雨風に灑されて何となく閑雅に穢げなくなりたるをサレたるといふはサラサレたるにて戯の字の義とは異なれど訛りてはシヤレたるなどいふをもサレシヤレ相均しきを思ふべしいかでか石竹をさして雨風に灑されたるにはあらで洒落なりといはむや)かくて後にはサレシヤレ再び訛りてチャリチャル杯いひ人を茶にするチャカスなどいふ俗語も今は詰り嘲る方ざまの詞にのみ用ふめれと言義をいひもてゆけばシヤレモノといふは即チャリチャルと同じ意なるをやさるに所謂猿樂てふ事は(今いふ能の猿樂を除きて)中古には二様に分れ在りつるとおぼゆそは一つは臨時に當りて俄に思ひ巧むたは業一つは其班なせるものありて今の猿樂座てふものにひとしく(されど其わざの今と等同からぬ由は次々に論ふを見よ)高貴人の玩弄物としてありけむ

なるべしそは村上御製の辨散樂(本朝文粹卷三)に問散樂之起其來尙矣云々仰尋前日之伎歌俯察當今之風俗不關周禮施人之所學亦殊漢典遠夷之所獻云々とて新鞆鞆世羅國などいふ義の状をも舉たまひ貞觀儀式(卷八)相撲節儀の下に次散樂人四十人(四列々別十人)と見え(猿樂を散樂といふ文字事物紀原樂舞聲歌之部第十一教坊の下東西使班部第二十九教坊使の下にも出其外唐籍になほ有るべし)十訓抄卷八(今本)に堀川院の御時おとゝひにて家綱行綱といふ倍從ありけり無雙の猿樂どもなり(宇治拾遺卷五第五陪從家兄弟互に謀たる事といふ條にもあり)また同書卷十(今本)白川御時陸奥國司師綱被下とき山林房覺遊と云猿樂供に下りけり又宇治拾遺卷五第九一乘寺僧正は云々田樂さる樂などひしめき又古事談卷一久我大相國被申云猿樂ナドコン給酒テイマハイネトイフハ候へ又卷四に散樂ヲ共ニ具シタリケルガ本奈良法師ニテ寢覺の記第一にもあり又東鑑(卷十四)建久五年閏八月二日の下其後於船中興遊如棹一葉參猿樂小法師中太丸參施藝(上下解願云々)又今昔物語(舊本)卷二十八右近馬場殿上人種合語第三十五に怕恰モ猿

樂ノヤウナルヲ云々また禁秘御抄中卷可遠凡賤事の條に有藝者依其事近召事近代多如寛平遺誠不可然况如猿樂參庭上可止事也(橘常輔神主が梅窓筆記にこの文を擧てトカ、セ給ヒシ猿樂ヲ今俗ニ云能亂舞ノコト、オモフベカラズ建曆ノ比今ノ亂舞トイフモノハナカリシナリといへるは實さる事なり尙次に論ふべし)また義經記卷五靜よし野山に捨らるゝ事の條に近江の國より參りける猿樂などあるは新猿樂記なる水上専女山背大御千秋萬歳飽腹鼓蟬舞福廣聖妙高尼形勾當など都猿樂之態嗚呼之詞とある戯うたざれ舞にて(そは此記の打開くより目さむるばかりをしき事どもを書集めて猿樂記と名づけまた此舞名どものいとをかしげなるを以てもされ業なる申を思ひ辨ふべし)そを專と業にせし者もありけむ事上に書證せるがごとしさて今一ツかゝる猿樂業するものならでも時によりて巧み出しといふは今昔物語卷二十八(舊本)に大藏太夫紀助延郎等唇被昨龜語第三十三の下に世ノ人上モ下モ由无カラシテ猿樂ニ然ヤウナラム危キ戯レ事ハ止可シまた宇治拾遺卷十四高階俊平が弟入道算術の事第十一にたゝわらはかさ

むとあるはさるがくをしたまふかそれは物語よりはまさる事にてこそあらめとまたしきに笑ひければ(今昔卷二十五には俊平入道弟習算術語第二十二の條にあり)又源平盛衰記に猿樂と申すは可笑しき事をいひつゝけて人を笑はかし侍るぞかしまた平治物語參考本卷二信賴降參の條に大宮左大臣伊通公開給ヒテ一日猿樂ニ鼻ヲカクト云世俗ノ諺コソ有ニ又東鑑卷三十五寛元々年九月五日被下候將軍家入御佐渡前司元綱大倉家云々人々及猿樂同し書(卷三十一)寛元二年五月十一日の下に於將軍御方有御酒宴大藏權少輔朝廣能登前司光村和泉前司行方佐渡五郎左衛門尉基隆等答辨猿樂云々又卷四十四建長二年六月十五日將軍家令遣遙造泉殿給云々和泉前司行方以下及猿樂と見え源氏物語弄花抄に(乙女卷注)猿樂はいにしへも有とかや心に思ひ入ぬる事をもふるまひいふものなりなどあるは何人にまれ其時に臨みて所謂今のシヤレに等しき事を言ひ戯るなり(剪燈新話卷二天台訪隱錄に優人獻樂語といふに註して優人俗優之人也樂語猶今致語之辭とあるをも思ひ合すべし)上件建曆の頃よりしては其舞に字つき其人に黨定まりて漸

く今の能といふものにも且々似かよひたりけむさて
 北山殿行幸記に應永十五年三月十五日夜に入て崇賢
 門院へうち行幸なる云々さる樂をもわざとせさ
 せられてえいらんあればみちのものどもこはと已
 が能のある限をつくしたるものと見えたるぞ猿樂能
 の物に見えし始なるべき海人藻芥下巻に勸進の田樂
 猿樂棧敷に出る事前々は一官一職に至る程の人不望
 其所然而近代二條攝政殿初て見物せしめ給門跡には
 梶井門主同く令出給其後公家の輩並諸門跡見物連綿
 なりまた尺素往來に又爲勸進本座新座之田樂和州江
 州之猿樂各可播所能候殊見物之志候棧敷四五間打簡
 可被塞之候又梅窓筆記下巻に三寶院滿濟准后記を引
 て應永三十四年正月十三日卷願覽猿樂とあるは今の
 亂舞にて此記にてみれば貴尊も籠をたれず見たまひ
 しなりとある皆今の猿樂能をいへるにて(因にいふ
 猿樂の舞業を能といふよしは既に三代實錄卷七に新
 伎散樂競盡其能と見え西宮記相撲の條に相撲了能優
 一番などあり能優などいへども今の能の事にはあら
 ず雜伎をいへるにて文安の田樂記には田樂をも能と
 いへるをもて知るべく各可播所能候またおのがう

のある限をつくしなどいへるは藝といふも同じ事の
 ごときを後にはそへていふ詞となりて田樂能猿樂能
 といひたゞに能とだにいへば猿樂の事を聞ゆるばか
 りにもなりたるなり)太平記(參考)卷二十三森彦
 七事の條に猿樂ハ是遐齡延年ノ方ナレバトテ卷二十
 七田樂附長講見物の事に日吉山王の示現利生の新な
 る猿樂を肝に染てぞ出しけるまた卷三十三公家武家
 榮枯易地の條卷三十九大内介降參武家事の條又道譽
 大原野花會の條にも猿樂に事ありまた粟田口猿樂記
 乳河原勸進猿樂能記など其時世に猿樂のもてはやさ
 れし状を見るに足れりさのみはとて爰に略きぬ(な
 ほ屋代輪池翁の猿樂考松屋與清ぬしの俳優歌論に
 も猿樂の事どもは委しく説れつおのれ重恭も考へ得
 たる證ども亦なきにあらねば別に委しく論せる者
 有) 謠は世事談綺卷三に謠詞の作はおほく佛者なり
 江口山姥は一休の作といひつた、卒塔婆小町は高野
 山高性院宥快の作など見え其より次に所謂四座など
 の太夫とも自ら作り出亦は位高き際の手すさびにも
 のしたまへるもあるにや太閤記(小瀬甫庵)卷十六に
 於大坂新謠御能之事文祿三年甲午三月十五日大坂

本丸に於て由巳法橋(播州人也)新作の謠芳野花見高
 野參詣明智柴田北條此五番今春八郎に仕舞を沙汰し
 候へと兼て被仰付其傳を受させ給ひ御能を遊し籠中
 がたへ見せ參らせられ候はんためとかやとあるを老
 人雜話卷五に太閤内裏にての能度々の事なり其頃謠
 を作に明智討高野詣など云ありと見ゆ(これを或も
 のには豊臣太閤の自らものせさせ給へりとやうに記
 せるも有き)又田樂といふものも古き事にて庭訓往
 來四月送狀に猿樂田樂獅子舞七十一番職人盡歌合に
 猿樂田樂と番ひ海人藻芥尺素往來また増鏡北野の雪
 の巻に童舞白拍子田樂など老の波の巻に田樂とかや
 いふ事する云々さしくしの巻に舞樂田樂獅子かしら
 むら雨の巻に犬くひ田樂などをぞあいしけるなど見
 え太平記(參考)卷五相摸入道玩田樂闘犬事卷二十四
 天龍寺建立事同卷依山門噉訴公卿僉議事卷二十七田
 樂附長講見物事卷三十梶井宮事卷三十三公家武家榮
 枯易地卷三十九大内介降參武家事などの條下に其舞
 ざまはた世に盛に行はれつる事委しく見えてもとよ
 り猿樂能よりは古き業なりけむ事は貞觀儀式(卷二)
 踐祚大嘗會祭儀上の下に神祇官講田舞内舍人云々

(卷四) 同下の條に次主基人等入就中庭右幄奏田舞
 (十人共舞)續日本紀卷十四天平十四年正月四日の下
 に天皇御大安殿宴群臣酒酣奏五節田舞また本朝月令
 寶龜七年五月五日の下にも作田舞於舞臺また榮花物
 語治安三年の下に田つみうむかくといふつみ笛
 さゝらなどはやしたて、舞ふさまを載られたり是ら
 いまだ田樂といふ名は見えねど田樂といひ田鼓など
 もて舞たらむは即此樂のはじめなるべし(猿樂をサ
 ルマヒと古く訓るに例せば田樂やがて古き訓ぞとい
 はむに何條ことかあるべき)堀河院の永長元年に大
 江匡房卿洛陽田樂記をものせられしころは不知其所
 起初自閭里及於公卿と記され古事談卷一に大田樂事
 また一院殿上人田樂の條を擧て如此日々夜々在々所
 所諸院諸宮又殿關白藏人所已下郷々村々田樂或被召
 貴所或參詣神社云々など世中動りてもてはやせし状
 を載せたりなほ今昔物語(舊本)卷二十八近江國矢馳
 郡司堂供養田樂語第七また東鑑(卷二十一)寛元三年
 八月十六日の下に神子神田樂馬場儀等如常(卷三十
 八)寶治元年九月十六日の下に相模國毛利庄山中有
 怪異等毎夜田樂粧之由土民等言上また文安田樂能記

に文安元年六月二十九日實意大僧正の坊にて興行の事などもありて猿樂と相并べ行はれつゝ此舞業は專ともてなされにけむを今の世は漸く諸社の祭儀などにのみ残りて尋常には絶て用ひられず常陸國誌に久慈郡金砂山有神祠其神土人以時祭之七十二年有一大祭其日有田樂爲種々俗舞雜伎名曰田樂也案田樂者古昔大行於世近時人失其傳故餘國無有所聞唯本國民間相傳有之(關田耕筆卷四田樂法師の態昔は盛なりし旨は太平記に見ゆ云々今は纔に春日祭の時片ばかりをまねぶされど今も水戸にては此もの一村をなして年々の神事をつとめ又三十年一度の大祭の時藝を盡すと聞ゆるといへり又和事始卷五にも田樂の條に此常陸誌の文を擧たり)とありて此國にては殊に其座とある者も残在る由なれど餘國無有所聞とはいも無稽の説なり先大和の春日社に薪の能とてある時にも田樂の事あり風俗文選(卷二賦類)といへるものにも西金堂の樂をあらため南大門にうつして薪の能をばじむ七度半の使に四座の猿樂をめす云々頭屋の御幣田樂のビンプロ(南都賦汝村)とあり又比叡坂本山王祭にもあり山家要略記卷四に日吉芝田樂根本事とい

ふ條あり又山王祭禮記また月能桂記に四月二日の未日の祭に田樂法師刀玉アヤトル事などを擧げ又江戸王子權現七月十三日の祭事(鎗祭と云)に田樂の舞あり(金輪寺の若法師ばら是をつとむ)淺草三社權現三月十七日及六月十五日の祭事も然り(千住の里のあたり)に十人の者ありて代々此業を學びつとむといふ)こは重恭も目撃て記置る者ありかれば餘國々にもなほ有なむすべて田樂の事及び其舞狀などの事書に見えつる限りは別に論へるものあり爰には關係ざる事なれども然すがに俳優をいふとしては黙止あるべき事にもあらねば大概をいふのみ然在ば今の猿樂は上に條々論へるがごとく朝廷の雅樂に齊しき一派の舞わざにして田樂などの卑劣なる狀にかはり専ら公に用ひられつゝ冠婚の事また甚しき御祝の期にもとりはやさせたまへればかの雅樂てふものに露違はず曲節を正し規矩を守り立てば法あり謠へば律あるものとぞ成にたる(和漢三才圖會に如今四座曲節有定格家傳鍛鍊甚難といへるは實なる事なりかし)かくて此能といふもの(中古にいはゆる猿樂わざのごとし)さればみたる昔時はさてありけめど漸雅

樂にひとしく嚴重なるものとなりては必また戯たる舞わざ謠ものなき事能はず(そは古く雅樂におしつづきて踏歌東遊朗詠今様催馬樂などいふものどもいやしきわざにはあらぬものから尙雅樂の嚴密なるより見る時はされ舞され態ともいふべし又曲舞早歌白拍子女舞などの類はいと品下りて今の世の歌舞妓の類のごとくなれども公上にも私にももてなさせたまひその謠ものも必定れるものとは見えす時の調子といひ或は折に合へる和歌を上ぐるなど古き書にいへるを見れば其時の宜に従せて己がまに／＼謠ひ出せるものと思はるれど今の淫戲の俳優どもの法を定め則を正せるよりは中々に古に近くますます方ありけむなるべし)猿樂能につき起原て狂言といふもの出来そのうち小野の通といへる女矢矧の長が女の事を十二段に作りなし淨瑠璃てふ名こゝに起りてより品下り世うつりて豊後ぶし國太夫ぶし都路などいふはじめ江戸ぶし堤節新内ぶし説教祭文園八などいふ謠者どもまた出雲巫國女が歌舞妓てふ舞態を始めしより已降物まねづくし人形まはし操人形などいふものどもを先として年々に繁蔓り榮えて舞謠ひする事

物いと多くなりもて來めりかく猥雜卑劣わざども、てなざるゝまに／＼必しも法則曲節なき事能はず筑紫箏三味線胡弓などいふ絃聲に曲調を合せ規則を定めて舞合奏れば是はた漸くに嚴重なる制に近づきていにしへの猿がましきされわざには叶ふべくも非ずさて源とする猿樂能は凡人の綺ふべき際ならぬ雅樂と同等になりもてゆきつゝ能狂言にはをかしき方の劣るめるをかの狂言といふものも其作れるはじめは能のいと詰屈に規矩法則の域を出ず打見るにだに心やましき舞謠の間をはかりて己がじ、思ひ設けつる業なれば法則もなく曲調にもか、はらで猿樂の衣調度など有に隨てとり用ひつゝ此あたりの大名にて候など打出たるは實目ざましく打緩める業なりけむかしそれ將今の世となりては新に作ることもせず古きに依りて狂言記てふものなどを典據としその派のものどもは一言もいひ誤らじ一手も舞違へしとかまふるにぞ漸く曲節にか、はり法則にからまる垣内に入りて能とひとしき物にぞ成ゆくめる然れば吾が師の俳優の元起は樂しきか餘りに座つゝも歌ひうたひつつか餘りに立ても舞ふ舞ふとすれば自らに音律をも

て和し調るほどに成しを後世にはこの本儀を忘れて調を本として其に歌舞を合さむとする故に眞の宮風のをかきさまを失ひてその謠ひ舞ふ状を見るに人は然もおもはざるにや予が見聞にはかへりて憂苦の不正のこと思はざるをやかしくははるは律呂の旨を知らざるなりなどいふも有べけれど律呂はおのづからに謠ひ舞ふ上に備はる物にこそあれ本より定めおきて歌舞を其に合する物にはあらずなむと云はれしはさる事なり(近き世猿樂の座に何某とかいふ諸者の決めてよくものすれど音調の諧はざれば笛鼓などの事するものども汝は汝が聲のみして舞ふ故に調のとのはでいと煩しきをすこしく心してよといひければ彼男否謠へばこそ笛鼓の用はあれ吾が調の諧はすは汝たち調はむやうに合奏よといひけるとなむ實にさる事なり)かくて能の狂言とも歌舞妓わざをぎをはじめ何の歌かの舞をいはずその業其すぢを學ぶとするには眞の道の宜々しき際のごとく已めてたくものせむとかまふるにぞ其學ぶ間に樂しきふしをかしき事は更に有る事なくいと勞煩しきこといもなりけるかれば古の猿がひ業に叶ふべきものども都

に有事なきをいかにせむといはむに抑上代の神樂俳優また中古の猿樂業のされはみたる際にも叶ひ今の世人の打き、看るもをかしと思ひそを學ぶ者も樂しきが餘りに打出らるゝされ業は近く寶永のころより下さまにもてあそぶめる茶番といふ戲事を且々その趣を得たりといふべきさは此され業はある俗書に(寶曆三年板役者評判記)此茶番と申すことは其もと五十年このかたの事にして原は芝居の三階より起りて其頃芝居大入には三階二階打混じて茶菓子を出し祝ひし事なり云々もと芝居の狂言の勢れを休めたるをいつとなく狂言茶番と號て舞臺と三階を一致にしたるこれ裏と表と合體したる也云々茶番は樂屋にのみありし事なりしが角圭などいへる好者より段々風流になり日々あらたにして素人へわたるといへり又享祿のころ澤村某(長十郎)とかいへる俳優者酒に堪へざりければこのゝち茶をもて興を添へむといひけるより茶番の名起りしとぞこは其はじめ歌舞妓とも一日の伎終て其勢をやすむるに酒餅などとり出で打のみくふを酒番餅番などいへるに合せて茶番といはるなり(されど今はかの輩の座には餅番酒番と

いへる事のみありて茶番の名は素人に傳はれるより絶えにけるとか)かれば原始は俳優者どものし出たるわざなるを素人も後に學びてもてあそぶ事となるるさまなれど又或人の云へるは心しれる友どち打集ひ茶を煮餅菓など打喰ひて世中事ども打語らふに一人が家に見常に行きて打のみくひたらむも心なき事なればこよひは我方へおはせ翌日は彼が方へゆかむと互に往來つゝあるほど後々は今宵は誰が茶を煮る番にあたりぬなどやうになりて來る人もけふしも君がものしたまふ番にておはすいと煩しかるべくなど云ひて手土産のために齎しつる菓餅も事となくとり出たらん事々しくをかしからねば何となき尋常がたり其持來れる物をよそへとりなして或は今朝しも我門に齎したまへるなどいへば主きゝていかかはけささむ雨もぞふりけると驚くにさらず雷の落たまひてそのまゝに眠り臥したまふをいと恐しこけれど即よび覺し引起してこよひの茶のもてなし物にもて參りぬといへば主みなくあざむこと限なきに袖より紙袋に入りたる秬米の雷鳴と字したるをとり出で雷の寝たるを引起しつれば雷鳴おこして侍る

などやうに物語を、かしくとりなして己が持來たれる品に趣あらせむとかまふるにぞ後々は何某が茶番の時彼某かいかなる品を景物に備せしなどいひもてゆきて果々は琴笛の音も加へ入れ歌舞妓俳優の學びさへなしつゝ主人方よりも今度の茶番には何々によそへてとりなしたまへなどいひやるばかりになりたるなりともいふ是さもあるべき事にて必俳優者ならずともさる事ども素人も思案さるべきには非ずなむさて今世専ら玩ぶもの種々ありて狂言茶番(立方茶番又立方とばかりも茶番狂言ともいふ)口上茶番食物茶番袂茶番押掛茶番(又引ずり茶番とも)礮茶番などいふゆめりとり出す品は器財食物何によらず景物といふ(こはひろく景色を表て其品に趣あらせたる物なればなり)その景物の用法はたさまくにて二段返し三段返し見立などの類さへその業に巧なる人はすめり又歌よむに題詠とてある如く此ものも大概は題を定め其によりて趣向を求め出る事にて或は寄何何あるは何に何を結ぶなど種々に定め其黨とある人に孔子をもて題を配り煩つ事探題といふわざに似たりかく此業の世にひろがりもてなざるゝとして茶

番仕などいふ名目さへその俳優に用ふべき品物ども作り置きて人に借しなどする者さへ(茶番狂言貨道具加し衣装などの類)其事の初山踏に見て法とすべき書さへ(式亭三馬が書ける茶番早合點といふ書)出来つゝ日待何まちと人呼び集へて酒飲み物食ふ際はかならず其業を設くるばかりにぞなりにけるさは此業のされ痴がましきは更なり物讀み事識れる人の限はいと痴たるたはわざとし思ひ卑しめ言ひあばむめれど嗚呼なりと人の思ふは中々に心高き事にて沙石集卷七上に此卷ニヲコガマシキ事ヲアツムル心賢キ道ニ入レトナリ嗚呼ガマシキ事ハ一旦人ノワヅラヒヲマネクバカリナリ世間ノ嗚呼ガマシキ事故ニ人ニカロシメラル、事ハ罪障ノ殘ル因縁ナリ又ヲコノ物ハ多分正直ナリタマ思フマ、ニイヒフルマヒ色代モナクヘツラフ心ナキ故ナリ是ニヨリテ人ニカロシメイヤシメラル金剛般若經云此世ニ人ニカロシメイヤシメラルレハ先世ノ罪業キエテ菩提ヲ得ルト、ケリ古人ノ徳ヲカクセルコノ意ナルベシといへるごとく(また新猿樂記に猿樂之態嗚呼之詞と見え村上御製の辨散樂に嗚呼來朝自爲解願之觀などもたまへ

り)をこがましく痴たりと見ゆるぞ孔子も所謂其恐は不可及の意にて中々に心底しられずおむかしき事なるべく此わざを思ひ設くるは先題を探り日を定め某日は何をかとり出なむいかにせば可笑しからむ樂しと人も思ふらんと其事となくうめきすめき拙からず興ある景物をもて出むと巧む期の心の内の樂し其日になりて其趣をとり違へず言ひもし事をもしてしがなと思ふく心の外に仕損へるなどさへ打見る人の目にはなほ可笑しとぞ思ふべかめれかくてぞ翫ぶ人も見物も心の中なこみ和らぎ世のわざの曲々しき朝夕の勤のいそしきなどは思ひもよらずえみまけてえらき樂しむ間は詰屈に威儀正しき雅樂のわざや打聞見るにも猥劣しき淫戲どもの舞などはかけても及ふべきに非ず故宇受賣命の猿女舞中古のさるかひわざにも叶ひてこれ誠の俳優を失はぬ猿わざなりとはいふなりける然てこれも寶永享保の近きころより起りぬれど其とはなくて此事也と見ゆる猿がひ態は既に中古よりありし事にて宇治拾遺なる陪從行綱か細脛高く掲上て云々の學ひしけむ猿樂は(新猿樂記に名目を上げられつる)兼て作り設けし類にはあら

で臨時て思ひ案つる今の狂言茶番また俄などいふ類にぞ似たりける是らは更にもいはず今昔物語卷二十八(舊本)左京大夫付異名語第二十一(宇治拾遺卷十第一)にあをつねの事とてあり)に左京大夫某てふ人の色青きを殿上人青經の君と字したるを天皇の六借たまへるによりて此後再青經とよばむ人には酒肴菓子など出させて贖せむと起請したるに堀川の兼通大臣また中將にておはせしが是を忘彼青經丸は何ち行くぞと失言たまへるによりて起請の贖したまふ事をいへる條に堀河の中將云々翻のなよかに微妙き裾より青き出し掛して指貫も青き色の指貫を著たり隨身三人に皆青き狩衣袴袖を著せたり一人には青く綵たる折敷に青盜の盤にろくはを盛て居たるを捧させたり一人には青盜の瓶に酒を入れて青き薄様を以て口を裏て持たせたり一人には青き竹の枝に青き小鳥五ツ六ツ許を付て持せたり此等を殿上の口より持次きて殿上の前に參れば殿上人共此を見て皆諸音に咲罵る事夥たしと見え(こは村上天皇の御時なりき)また同じ書(同卷)右近馬場殿上人種合語第三十五に今は昔後一條の院の天皇の御代に殿上人藏人

有る限員を盡くして方を分て種合せ爲る事有けり二人の頭を左右の首として書分ちけり其頭は左は頭辨(印本に兵部卿)藤原の重尹右は頭の中將源の顯基の朝臣等也云々右の方屋より打出たる者あり見れば老法師の極てきたな氣(印本にあり)なるに口たる冠をせさせて狗の耳たれたる様なる老かけをせさせて右の競馬の装束の舊く弊きをせさせて枯鮭を太刀に帶けて装束を片鳴みに下腰にせさせて袴は踏吞ませて怕恰も猿樂のやうなるを女牛に結鞍と云物を置て其れに乗せて出したりとあるまた増鏡(卷五)あすか川の卷文永五年の下にその年の九月十三夜白川殿にて月御覽するに上達部殿上人例のおほくまゐりつどふ御歌合ありしかば内の女房どもめされていろくひのひきもの源氏五十四帖のこゝろさまぐの風流にして上達部殿上人までもわかちたまはず云々(此源氏物語によそへられけむ御引出物はいかさまなりしか記されざるこそ口惜しけれ)また又のとし正月に忍びて新院と御方わかちの事したまふはじめは法皇御負なれば御勝むかひに上達部みな五節をまねをしていろくひのきぬあつまにておもひのつに舟のよれ

かしとはやしてまゐる新院引つくりひてわたり給ふ御みきいくかへりとなくきこしめさる一つがひづの御引出物伊勢物語のこゝろとぞ聞えしかねの地盤にしろかねのふせ籠に薫物くゆらかして山は不盡のねいつとなくと又銀の船にさかうのへそにて籠きたるをこつくりていざ事とはんみやこ鳥などさまざまいとなまめかしくおかしくせられけりわざとことごとしきさまには非りけりこだみには新院比々勢人のまねをしてばんなうはくびにのるさか月は花にのるとかやはやして法皇の御迎にまゐる上達部のおとなひ給へるなどはすこしきやう／＼にやみえけむとおしはからるこのたびは源氏の物語の心にやありけむからめいたる箱に金剛樹のすゝ入て五葉の枝に付たり又齋院よりのくろばう梅のちり過たる枝に付などこれれいとさゝやかなる事どもになむ有けると見えたるなどいづれも今の世の茶番にひとしくまた沙石集巻六末に先年ノ頃何物ノ云出シタリケルニヤ相手ヲ孔子ニ取テ事ヲシ相手引出物ヲセバ時ノ横災ヲマヌカルベシト云事京田舎ニ普クソノ沙汰アリテカミツカタニモ此事アリケルニヤ云々（と云て御所の

相手引出物にさせる事なき者相手になりて吾か妻の謀によりて引出物の用途をものしたる由をいひて）銀ノ折敷ニ金ノ橘ヲツクラセテコトゴトシカラヌヤウニ紙ニツ、ミ懐中シテ手ニ色々ノ引出物ドモシケリイカニモ某ハ上ノ御相手ニ參テ其用意アルカト傍臣共間ケレバ争デカ用意仕ラザラント云イカバカリノ事カシ出ヌベキト目ヒキ鼻引キカホソンバメテゾオカシケニ思ケル上ニモヨニカタハライタキ事ニ思食タル氣色ナリケル既ニフトコロヨリ紙ニ裏タルモノヲトリ出ヌヲ見テサセル事アラジト思ヒテ餘ノカタハライタサニ諸人面ヲウツフセケリサテ御前ニ置タル物ヲヒキヒロゲテ見給ヘハ銀ノ折敷ニ金ノ橘ヲ置キタリ心モオヨバズ作リタリケリ是ヲ見テ皆目ヲ驚カシ諸人ニカリテゾ見エケル云々サルホドニ返リ引出物トテ紙一枚ヲゾ給ケル都近キ庄ノ千石ハカリナルヲ給テ富サカヘテイヨ／＼奉公仕リ重テテ御領モ預リ方々榮花見出クアルケルと（今世の茶番にも彼某はよき趣向をばとり出しなど後言するか思はずに珍らかなる事とも巧み出また美き品のかぎり景物にとり出さるなどは先に思ひおとせるなどの耻か

しくて鼻しろむこゝちもせらるゝはかゝる類ひなるべくこそいへる此相手引出物の事は東鑑（卷四十）建長二年四月四日の下に於幕府有御勝負事人々參進等如前左馬權頭尾張前司武藏守秋田城介着坐面々及合手引出物此間兵衛太郎光政等有喧嘩以引出物投合手依滿坐興宴頗醒畢とある事にて上つ方にも持なされけむ事知るべく増鏡なる御方わかちともし仕法とさきこゆ（有御勝負事といひ法皇御負なればなどいへる同じことなればなりされどこの事どもいかさまにするものにか考ふべき蹤あることなし）はた沙石集に相手を孔子にとるなどいへる今の茶番に題を定むる風に違はず引出物のとりなしさまも今の景物といふものに似たりかくて太閤記卷の十五秀吉公異形の御出立にて御遊興之事といへる條に文祿三年六月二十八日の事なるに瓜畑などひろく作りなしたる所に於て瓜屋旅籠屋をいかにも籠相にいとみな瓜あき人のまねをなされつゝ各をも慰み又御心をも慰みたまひつゝ長陣の勞を補ひたまひしなり御出立は柿帷をぬされわらのこしみの黒き頭巾菅笠を御肩に物し味よしの瓜めされ候へ／＼と有しは聊商人にたがふ所

もなふてつき／＼しく有しなり云々（このほか丹波中納言秀勝織田常真公加賀大納言會津忠三郎氏郷三松老織田有樂老有馬中務卿法印前田民部卿玄以法印などあり）右之外稱宜こも僧はちたゝき猿つかひ種種さまざまの出立有しなり旅籠屋の亭主には蒔田權佐なりにけり茶屋の亭主には三上與三郎をなしたまふなどあるは時に臨めるされ業にて狂言茶番の類といふべし（北野の大茶湯と云ふ事の有しに例せば名護屋の大茶番とも評號すべけれ）然在ば茶番と名號てもものするこそいと近き事なれそのしさまと等同じきされ業の中古には上さまにも持なされつるを思へばいたく拙劣き下賤の戲事とも落しめ云ふべき際には非ずすべてかゝる事も悉皆君と臣の中を和し諧ふるより出づる事にて我が古代のさる飼わざ西戎人の所謂滑稽の趣を得たるは淳子髯とか云へる齊人（また西京雜記卷四に京兆有古生者云々善記謾二千石隨以諧謔皆握其權要而得其歡心云々京師至今俳戲皆稱古椽曹とあるを見れば此古生と云ふものもいみじきさるがひ人なりける）また豊臣太閤の侍者鼠呂里の某などをぞ上とは云ふべく人は必宜々しく頑骨なる中

に自ら和諧げるさまの無ては有まじき事にて大鏡に
 (卷八)大かた延喜帝つねにゑみてぞおはしましける
 其故はまめだちたる人には物いひにくし打とけたる
 けしきにつれてなむ人は物はいひよきされば大小事
 聞かんがためなりとぞおほせ事ありけるそれさる事
 なりけにくき顔には物云ひふれにくきものなりと見
 えたるはさる事にて又義經記卷三義經ひでひらに御
 對面の事の段に秀衡云々此殿はおさなくおはすると
 も狂言きよのたはふれも仁義禮智信も正しくぞお
 はすらむとあるをみれば義經朝臣も宜々しき中に自
 らかの滑稽をば備へられにけむと覺ゆされば朝夕の
 起ふしにもよのつねの舉動にも容體の何となくめで
 たく花やぎうるはしく言語の和諧ひおだしくをかし
 からむには打聞見にも物云ひふれ易いかなる愁の
 隙を伺ふ魔魅も其家に入らむ事難く腹黒き奸人も其
 人に射向ふ事たやすからねば自然に天壽も常盤の葛
 の長くまさきく貧窮も大船の豊けく樂しく家内に事
 なく父母夫妻子孫兄弟も打和みていと穩しくぞ有經
 べき故宇受賣命の宮風の御靈を朝夕に祈禱白して偏
 屈に頑骨なる心を和め心を延へむ折々はゑらぎうた

ひて樂しきが餘りには(事々しき舞樂の業どもを除
 きて)能の相狂言てふものかさては今の世に玩ぶ所
 謂茶番などいふわざをぞ舞もし巧みも出づべかりけ
 るかくてそ宮比の神の御心に合ひ天照大御神も岩戸
 隠らず朝にけに樂しとおほし八百萬神たちも皆共
 に歡び聞して御稜威を幸へ恩頼を蒙施したまひなむ
 あな樂しあな面白
 文政九年四月十五日 蘿蔭園のあろじ
 源重恭記
 重恭既く氣吹廼屋の垣内に入りて常に宮比神を拜
 齋き猿樂わざのされたる際を好めるまゝに今世に
 専ら玩ぶめる茶番といふ業は古代の俳優にもやゝ
 通ひたるさまに見ゆるをいかで正しき典據もそあ
 ると物よむ暇々見出るまに紙の端に記し試む
 るにかばかりのものになりつかゝる戲業を事々し
 げに書なしつるいと嗚呼に猿がましと見る人あら
 ば笑ひなむをさばれ猿めけるは猿業の平生なる物
 をと思ひ上りて
 酒のまぬ吾にしあれはなすわざの
 猿にかも似て見にくくそあらむ

ともいはるゝかし

引用書目	ともいはるゝかし
古事記	日本書紀
舊事紀	古語拾遺
延喜式	續日本紀
貞觀儀式	三代實錄
本朝月令	西宮記
江次第	本朝文粹
大鏡	榮花物語
かけろふ日記	今昔物語(舊本)
古事談	宇治拾遺
十訓抄	沙石集
吾妻鏡	増鏡
参考平治物語	義經記
源平盛衰記	禁秘御抄
拾芥抄	下學集
海人藻芥	尺素往來
庭訓往來	參考太平記
ねさめの記	源氏物語
同弄花抄	枕草紙

猿樂沿革考終

北山殿行幸記	七十一番職人盡歌合
御ゆとのゝ上の日記	洛陽田樂記
新猿樂記	文安田樂能記
粟田口勸進猿樂記	糺河原勸進猿樂記
翰林胡盧集	山王祭禮記
月能桂	近代世事談綺
太閤記	老人雜話
和漢三才圖會	常陸國誌
風俗文選	梅窓筆記
和事始	閑田耕筆
西京雜記	事物紀原
剪燈新話	
通計六十部	

三升屋二三治戲場書留上卷

一 歌舞妓狂言役者古話

并狂言に用る役名にならふ

一 古老役者のはなし

一 芝居好の人素人の言ことのみ

一 時代の前後にかゝはらず

一 作者の故事狂言の意

一 狂言に用ゆるいにしへの人をあらはす

〇一 歌舞妓拾八番

暫 鳴神 毛拔 助六 牢破 矢之根 草摺

外良 相撲 對面 無間 帶引 五人男 清

玄 草履打 男達 髪洗 不破名古屋

右拾八番といふ事昔より歌舞妓狂言のいゝならはしにて木戸前にて人呼に今は助六じやくとよふを拾八番の内呼ものといふ事の始也故に今も淨るりじやく又一番目じやくといふ是より出しこと江戸市

川代々より八代目に至るまで狂言組拾八番有

關羽道行 押戻 暫 七つ面 象引 蛇柳 鳴

神 矢之根 助六 嫩 鎌髭六部 外良 不動

鑷 不破 解脫 勸進帳 景清

市川歴代相續壽興行に出之

〇二 助六始

二代目市川團十郎柏菴は元祖段十郎才牛の子にして始の九藏後團十郎又海老藏と改正徳三巳年四月五日より山村座にて狂言名題は花屋形愛護櫻第二番目に助六本名大道寺田端之助團十郎意休山中平九郎白酒賣本名荒木左衛門生島新五郎三浦の揚卷玉澤林彌また揚卷は袖崎政之助ともいふ事二代目櫻田治助のはなしに聞しが立川馬馬老人年代記には林彌とあり柏菴此時二十六歳にて助六を勤し元祖也助六の出は揚まくの内にてけんくわしといふて尺八を振りて出る二度目の助六は正徳六申年正月二日より中村座にて式例和會我といふ名題にて會我物語へ書入し狂言助六本名會我五郎時致にて團十郎揚卷中村竹三郎白酒賣三升屋助十郎にて此年三月七日吉原仲之町はじめ櫻を植しゆへ堺町にても町内料理茶屋軒口へ背す

だれを懸て造花の櫻を植し心にて仲之町筋付舞臺花道まで同じく造花一面に櫻の盛り作者藤本斗文の趣向にて櫻を花の雨と見立て助六の出に蛇の目傘をさして江戸紫の鉢巻を黒羽二重ぎよう葉牡丹の五つ所紋一つまへ一つ印籠二重廻りの帯は淨瑠璃の文句にして江戸吉太夫始て勤るこれ河東節の元祖也尤助六の拵は男達に仕立たることゆへ其頃の流行御藏前小田原町しんば神田杯何某といふ人さめさやの脇差黒羽二重の小袖にて着流し下駄はいてよし原へ通ふ事此見立によつていでたつなり河東節淨瑠璃は助六廓の家櫻といふ今七代目團十郎助六にもこれを用ゆいにしへのまゝにて古風は残り二代目柏菴助六の役に杏葉牡丹のゆうせん紅裏を付しは御女中江島様より拜領(憚る事あり)故に女中の姿有之狂言により揚卷に通ふ時致を色氣を付たり作者の了箇中々譯て不及所にあらず三度目の助六は寛延二巳年三月より中村座にて男文字會我物語助六本名京の次郎祐俊團十郎は六十二歳の時揚卷瀬川仙魚やはり河東節淨瑠璃にて相勤名題は家櫻にて此時より新淨瑠璃にかへる此時分河東節流行ゆへ今豊後節の通にて助六たれ

だれが勤るといづれも新ものなり(助六の始より天保八丁酉年まで凡百二十五年になる)

俗二代目團十郎法名

法譽柏菴隨性居士 元祖海老藏

寶曆八戌寅年五月二十四日

芝増上寺地中常照院

助六の狂言に作りし萬屋助六といふは義太夫にあり上がたのものなり又花川戸の男達助六といふは戸澤何某のことなり西入淨心信士承應二年巳二月十一日と淺草三谷新鳥越易行院に石塔あり江戸狂言に書入しは明和安永の頃に御藏前札差大口屋治兵衛曉雨といふ是を助六に見立たるゆへ其頃の磯多久米八といふありよし原に通ふを意味とするなりいづれも三人合せし書物なり

〇三 寄初之始

年々十月十七日寄初といふ事顔見世の始を祝ふとて當日夜に入子役おどり初舞臺におゐて新はやしかた太夫元とふる(本ノマ)事有之町内茶屋毎に挑ちん數多出す夜四つ時頃より(其年により金にて寄初はやいとおそひあり)寄初はじまる役者立役は其年の座頭の宅

へ参り酒盛して中二階立おやま宅へも女形不殘寄りて右に同じそれより由縁茶屋にて待ち受る座頭此ところにて行合ふ中村座にては木戸より這入三階にて寄初催す(但市村座森田座者はやし行司の茶屋へ寄る)總役者座頭より始として太夫元盃ありて(謠うたふは其座の雛子方の頭分の役也)狂言作者立作り顔見世名題よむ二枚目の作者役人付をよむ古例とす手打ありて後膳を出て酒盛になり寄初の式さまくあれど略す扱寄初といふ事は始て六代目勘三郎雀童といひし者より十七日を用ゆることは雀童日頃淺草寺觀世音信心するによつて也其頃並木町今四方酒店の邊勘三郎所持地面なりしが信心によつて傳法院へ奉

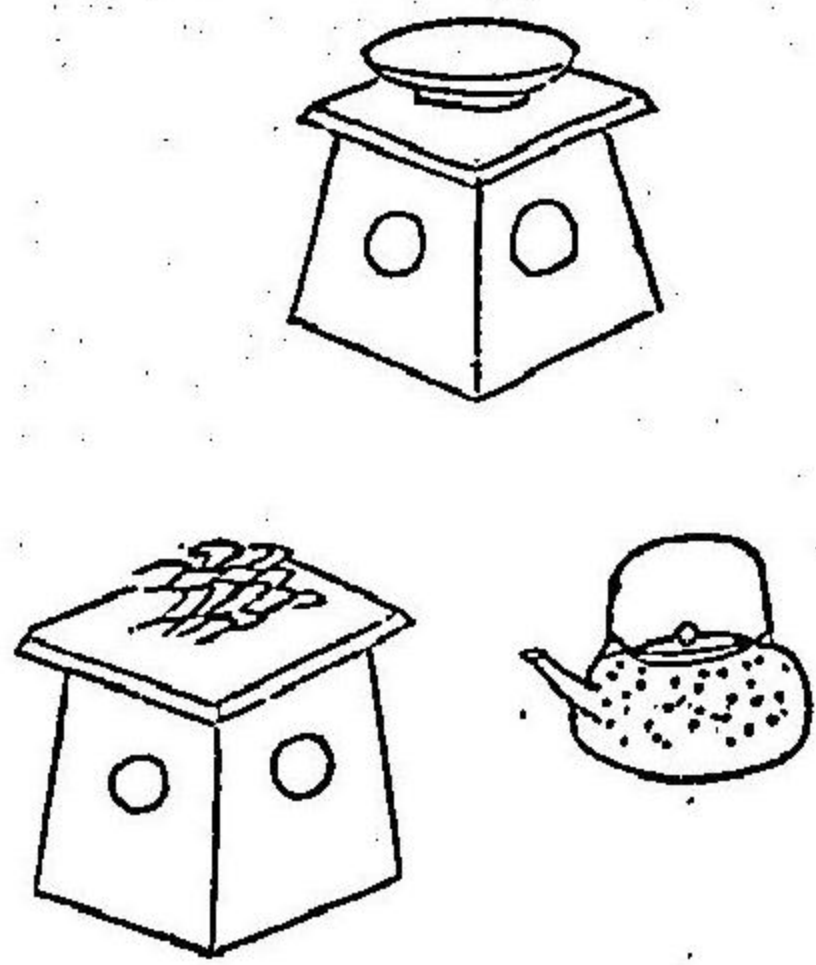


雛方出る 地謡二人

太夫元

千夜二川
千夜二川
頭取二人
酌をいたす

納する且十七日は觀世音御縁日ゆへ此日を用ゆるゆへ代々寄初之吉祥日とは成ぬ
(是は寄初の廻狀之事)別に書入する右廻狀を持つ込者は棧敷番之役也此廻狀を持歩行狂言役者之宅にて酒肴も出し右廻狀を待受先酒相濟候へば手を打棧敷番歸る也役者宅廻狀之順にて右に同じ愈當日に相成候得ば先座頭は葺屋町の方より其餘之役者座頭附添出來る又立女形はやはり其餘の女形を打連堺町の方より出來る先櫓の下にて手を打也また舞臺にて手を打也また三階にて惣方揃候處にて手を打也愈盃になる其居直る場所を此所に記す)



雛子頭二人
稻荷頭二人
中通頭二人

此夜之取持人棧敷番也愈冷酒相濟ば立作り大名題をよむ大小名題を讀也又々手を打也だんまり本を二枚目の作者よむ也是よりかん酒になり各茶屋へ歸る也此晚役者之定紋を付し挑灯を門口へ出す也
○廻狀を認し包を此所に記す
奉書にて記す

三ツ折にする

座頭役
二枚目
三枚目
段々に居直る通書也

立女形
二枚目
三枚目
此處作者座る事もあり

其餘は役者段々に書なり

此畫は總雛子は寄初有り是も盃有り先盃ぞめは千代の春といふ一番物を三度唱ふなり此三度目に手踊り也昔は是を芳町舞臺子といふて打揃つて踊る也依而上々座敷へ見物出來る也是ととも一度は頭取へ斷るなり勿論客人に遅く來りし時斗己が見物は上々座敷は相ならず此こと假て舞臺子といふなり今において舞臺のくみそなへ芳町よりすへる也
此ことさやかに記すなり

附言

又顔見勢紋看板出す日霜月朔日よりと札を付十月二十日に芝居表へ傍ること二十日は商人の惠比講祝ふ日柄ゆへ商人始の心にして此日を用るとはいふなり顔見勢看板大名題も毎年十月二十五日に出すは毎年此日不成就日にて悪日を用ゆるは六代目勘三郎二月十五日生にしてふしやう日也觀世音の御利益にて五代目團十郎白猿も二十五日ふしやう日を吉日として用ゆる五代目團十郎白猿も歌舞妓役者の祖人の家なれば勘三郎は元祖より櫓の祖我また勘三郎にあやかりて何事によらず目出度ことは此日を用るなり

○四 長唄

松島庄五郎は世に長歌の元祖名人といふ後に流行せしは其頃銘人富士田吉次楓江といふ始佐野千藏女形を勤しが後長唄の名世に聞へて楓江所作の歌うたへば木戸にて今は楓江じや〜とよぶゆへ見物此まよくまつて楓江を聞に來る人見物を呼歌うたひ古今の稀ものなり又岸田鳥曉といふ歌うたひはじめよし町の色子にて老年におよびさか町茶屋岸田やといふを出す此聲に久次郎といふ男人通といふ市川門之助の子にして男女藏の弟なり後鳴物師にてはやし方へ入岸田久次郎といふ享和のころまで勤る其外昔よりの銘人名前は坂田仙四郎中村兵治湖出市十郎松永忠五郎瀧川八五郎松尾五郎治富士田音藏萩江露友は楓江には及ばずとも萩江風といふを世に弘しはなかなかおよぶところにあらず今も猶萩江風多くありて人知るところなり

○五 ぶん廻し

大道具にぶん廻しといふはむかし道具建にまはす事は幕引のものまたは三四人手傳ふて舞臺の上にて押廻す尤二重舞臺のあしに車付てこれをぶん廻しといふ素人は廻し道具などといふ今ぶん廻し始りは寛

政五巳年さかの町都座にて江戸砂子慶會我に是を附る京大坂の道具の通りにして舞臺の下にて舞臺板丸くして車付て廻す工夫は大坂より江戸の者たこ重といふ男これを見覺て江戸へ持参り右之通りにいまも用るなり重五郎は後に四ッ谷新宿にて水茶屋を出す(新宿の引手茶屋なり)文化の頃死す江戸にて始て舞臺の道具を廻すを見せしかば見物の人怖りせし事始てなり今はさのみにも思はず面白からぬといふなりまつたく今の代まで重寶せしはたこ重が手がらと人譽事奇妙なり

○六 鳥居看板

元祖鳥居代々芝居看板番附等は此家の流儀を以て用る初代は清信二代目清倍三代目清満四代目清長を市兵衛といふ新場に住五代目鳥居清満は始清峰といふ三代目清満の孫なり又四代目清長の門人にして清満の弟子(清綱清安清雅清重龜次郎)四代目の門人に清忠清元兩人あり清元は近頃病死すいまに鳥居風看板に古風ありて江戸芝居のたのもしきといふもさうなり役者附此家の流儀に極る也

○七 夜雨庵話

二代目柏庭年回の集に五代目白猿筆をもつてしるす天明元年辛巳冊子に

はつかつを辛子もなくて涙かな 生島新五郎

其からしきいて泪のかつをかな 柏 庭

右の句は鳥よりおくりし生島の句柏庭の返句此集の餘は略す此冊子の序文に不夜庵五雲とあるは江戸座の俳人なり按に不夜庵の夜を添へて五代目白猿へ夜雨庵と付て送りしならんまた白猿七代目海老藏二代目の白猿へ譲るとみへしは此冊子より見出して考るものか二代目柏庭も夜雨庵といふか此奥に出す大尾に五代目市川三升書としるしあり

いまさら散りてかへらぬことの葉を

筆のは、木に書あつめ計理

白猿は

牛島に住す

○八 義太夫節

元祖竹本義太夫は攝州天王寺傍村之産にして名は轉散俗五郎兵衛と云道喜といふ人と淨瑠璃の音曲を井上播磨掾清水の徳屋利兵衛京の宇治加賀に受其後一個の工夫を以てはじめて一家の音曲をひらいて世に

またこれを義太夫節と號す二代目義太夫は始め政太夫といふ播州司馬喜教後に文正翁といふ竹本播磨掾千日法善寺に墓あり寛延三年庚午九月没す石碑に

濱千鳥あつを殘すやふし墨譜 竹田千前

(竹田出雲號千前軒)

○九 常磐津

豊後節常磐津文字太夫先祖は時美濃守といふ武家なり其後時文右衛門かつしか小松川に住文字太夫元祖門弟に福田伴次といふ人別家して富本豊前掾始小文字太夫富本の先祖なり此小松川文字太夫淨瑠璃に鐘入妹春山傍嵐和歌野か道成寺狂言ありてあびまくよりその袖焼給ふなと聲かけて文字太夫長袴にて出來て上の方の對立へかゝるとでんがくにて文字太夫を隠すと和歌野になるなりこれより太夫は出語にて文字太夫わき吾妻太夫出語りしてわき造酒太夫後に二代目小松川文字太夫となるむかしの狂言古風にて太夫を狂言中場へ長袴にて出せしは作者の趣向也此上るり評判よくして大當りなりと云

○十 富本

元祖豊前掾常磐津の分家にして豊後節の一流二代目

豊前太夫初め午之助近年稀もの妙音にして天明寛政の頃江戸中流行して櫻草の紋の名取數多ありて古今の銘人なり後に至りて豊後掾と改いま豊前太夫は三代目の養子なりはじめ午之助といふ

○十一 清元

清元の祖は元祖豊前掾の高弟にして始神田川新し橋の米屋清水權次といふ富本齋宮太夫より後延壽齋とて剃髮す二代目齋宮太夫延壽齋の養子にして始齋宮吉と云中頃より富本を分家して清元の流儀發して不和となる 都古路清海太夫と改それより後文化十二年の顔見勢市村座に嵐三五郎下りし年の淨瑠璃に清元延壽太夫と改名してこれより世に清元の流儀弘り後剃髮して延壽齋となり文政八酉年五月二十五日横死す悴已三次郎三代目延壽太夫と改名して石町より新し橋實家へ引越母方の家名記して岡村屋藤兵衛と名乗る今世の中に清元流行せしは此三代目の手がらにて近代の稀ものなり諸屋敷へ召れて歌舞妓へ出勸断せしは如何之譯やら爰にしるさず清水より出たる清元なり

(文朝云○延壽齋は杉の森通り和國橋邊にて突殺

されしよし何人の所爲といふ事不知此人方今無雙の美音にて脇語りなく一人にて語りし由上調子三弦は清元齋兵衛若女形坂東秀佳が妻の親也)

○十二 横櫛の始

二代目尾上菊五郎女房におとよとて其ころ評判の者にてのちに市川團藏市紅三代目團藏の方を嫁して連添ふおとよは髪のうちにてきものありてはげたる所有これをかくさんためにつげの櫛を横にさしたるよししらざるものは島の内けい子など江戸にても女中は上下ともくしを横にさす事はやらせしはおとよよりはじまるといふ今市紅の母なり

○十三 鬼女話

三代目梅幸がはなしにいふ道成寺鐘入の鬼女には眉毛なし女の乗りうつりゆへになしといふ隅田川二面鐘入の鬼女には眉毛ありといふわけは坊主と娘のりうつりぬること尾上松録の云傳へし事なり

○十四 竹婦人

河東節淨瑠璃の作者數多の文作あり竹婦人實名を岩本乾什といふ享保のころ淺草竹門に住し俳諧師なり沾洲の門人にて初名を吳丈といふ享保兒とも號す上

るり文句に名文ありて能廓のなさをのべ古代のものなれどもいまに世の中に合ふこそふしぎなり

寶曆九年二月十七日没す

辭世 雪解や八十年のつくりもの 乾 什

○十五 山名次郎左衛門

藥師寺次郎左衛門を山名といふは元祿十四年の頃公の名醫藥師寺宗仙院といふあり元來本多能登守家中にて藥師寺治郎左衛門とて馬廻り役をつとめ二百石なり足利の時代太平記に其名あるゆへ忠臣藏義太夫の作者書かへしなり然るに親治郎左衛門は明曆中に同役岩瀬武太夫に意趣ありて藥師寺の方へ來て面談の上次郎左衛門を害したちのく處を宗仙院十七歳の時武太夫に左の腕切落され強氣ゆへ岩瀬を討留る今猶藥師寺宗仙院の家相續す橋宗仙院藥師寺を山名とかゆること憚る譯あり京大坂にては藥師寺と出す

○十六 幡隨長兵衛

四代目松本幸四郎錦江幡隨長兵衛の元祖にして五代目幸四郎譲り受たる家の譽にして文政九戌年下谷幡隨院に長兵衛の墓建り花川戸に住て花川戸の長兵衛

ともいふ慶安の男達なれば歌舞妓にては元祿にかへて用ゆ

善譽道教勇士 長兵衛 塚本氏

慶安三庚寅四月十三日

慶安三寅年より文政九戌年迄百七十七年になる

○十七 二つ並し枕橋

櫻田左交八百半の常磐津の文句「五百崎戀しすみだ川二つ並し枕橋」とは田甫の間よりよし原土手へ上る所をいふ一つの橋の内ならん干ありて二道にしたるありしが近ごろなみくの橋となれり又小梅源兵衛堀の先に二つある橋を枕ばしともいふ左交の文句にはよし原土手の橋なり

○十八 大石うき

淺野家の家老大石内藏之助廓の替名をうきといふ黒染の里に遊びて茶屋の座しき天井に樂書する文に 今日亦逢遊君過光陰明日如何可憐恐君急拂袖歸後世人久不諍逗留不過二夜也 大石うき書

○十九 近松門左衛門

近松門左衛門姓は杉森名は信盛號平安堂菓林子越前

之産とも三河の産ともいへり(並木正三か戲書に云)肥前國近松寺僧の話に門左衛門は元肥前唐津近松寺の小僧なり名を古洞と號積學によつて此寺の住僧となり義門と改徒弟あまたありしが所詮寺の主と成ては衆生化度の利益うすしと大慢して遂に行脚に出ぬ其頃由縁の舍弟一抱子といふ儒者京都にありければこれに寄宿し還俗して堂上家に奉公し有職のことも大かた記せり後浪人して京都淨瑠璃芝居宇治加賀掾井上播磨掾岡本文彌角太夫杯の上るり狂言を作り出しつ其後竹本義太夫に頼れ出世景清といふ新淨瑠璃を書り則門左衛門の義太夫戲作の始なり是よりして數十部の作あり都て近松の作は勸善懲惡をむねとし衆生濟度の方便を戲文中にこめたりこれ近松還俗の日發願の趣によるといへり義太夫が作者となりて近松氏を名乗ること近松寺ありしいにしへを忘れざる微意にや

法名 入寂名阿耨院穆矣日一具足信士

享保九年十一月廿二日 行年七十二歳

大坂谷町法妙寺墓之寫

辭世

それよ辭世扱もそのうち數々に

残る櫻の花しにはは、

又言

のこれとはおもふにおろかうつみ火の

けぬまあたなるくち木かして

攝州久々智神崎幡村

廣濟寺の鬼録にあり

京師學匠岡本一抱子之兄也

大坂金屋橋銅吹所熊野彦九郎所藏に近松門左衛門辭

世之詠草

紙中以一尺斗横二尺手跡は御家流の如く見ゆ肉筆畫に寫之とあり

甲冑の家に生れて武林をはなれ三穆九卿に尺し

仕へて留持など中にさまよひて商賈しらす隠に

あらず賢に似て賢ならず世のまよひもの神釋儒

道唱歌有或弓馬曲曲歌舞口までこと知りがほ

に一生をいひあらし今はの際にいふべき眞の一

の大事半三つなき口惑に至愚の甚しき心にこゝ

ろ耻おもひはあふなき我世經に氣良し

それよ辭世といふ故右所藏の寫なれば此辭世にうた

ごふ事なし

同人所藏の美人贊に

物いはずわらはぬ代にりん氣なく

衣裳表具にもものごのみせず

門左衛門の書數多あれど略す

○二十 河東系譜

薩摩淨雲

次郎左衛門入道

子薩摩太夫次郎左衛門

大薩摩次郎左衛門

丹波太夫 外記太夫

式部太夫

長門太夫 土佐太夫

二代目 土佐太夫

此四人を四天王と云

丹後太夫 近江太夫語齋

源太夫虎屋 肥前

永閑太夫同 河東

半太夫半之助後梁雲

和泉太夫

大源太夫 左兵衛

小源太夫 竹之助

永閑太夫 金右衛門

河東節一流之祖河内屋藤兵衛といふ紋所(川といふ字なり山彦文次郎思聲之嘶爰にしるす)

○二十一 反古庵

市川五代目團十郎反古庵白猿狂名を花道のつらねと

云狂歌發句人の知りたるををしるす隠居して牛島に終

る

和田右衛門八十助常世と眞間の邊りに船遊びしけ

る時

和田右衛門八十助かけて漕出ぬと

人には常世眞間の釣船

眞顔先生見物の棧敷へ送る

市川のかたを併詰お骨折

ひかしてはななくうづらまんちう

團十郎艾をすへた灸のあと

かゆい所へとやく孫の手

親玉か何ぞと人の問し時

杖を刀に逃なましもの

牛島へ隠居して

身は樂に成田の不動そんとく

せんへいとその身も同じかすへのせ

ありて生れて身は役者とは

すみた川ありやなしやに暮せども

いざごき聞ぬ事を嬉しき

日光海道旅芝居ありとて

佐久山に鬼治踏分夏芝居

顔見せに團藏が處へ煙草三斤上方行のせんべつに送る

ついで見よあまつ火つぎのよいたばこ

片岡仁左衛門大坂より都座へ始めて下るとて

仁左さらば顔見せあたる所まで

白猿狂歌發句集に出たり餘は右の冊子にて見るべし

○二十二 虎少將

明和の頃江戸よし原に遊女虎少將と云あり同五年子四月六日江戸町二丁目四つ目屋より出火して廊中焼る其頃巴屋にとらといふ遊女ありるびや庄助二斬有爰に少將といふ女郎ありて殊の外はやるゆへ前のるびやを庄助といひ跡のるびやを少將るびやといふ町名はいづれか京町ともいへり虎少將の名一代にてなし

○二十三 桐長桐

文化十三年桐長桐再興あり若太夫市川團之助病氣に

而再興已來見物不入にして同年四月三日芝居普請の中はりおれるまことに不思議なる次第にて此日は芝居も休み居不繁昌のことゆへ谷中善龍寺地中本住院日應上人を頼み其外九人の僧大般若修行する半に朝辰の刻に至り右のはりをれる事尋しに東海道程が谷甲川村日蓮宗法性院境内杉山大明神の神木なり是をしらずして用ひしゆへ神の祟りなりといふ神木元の程か谷へ送る

○二十四 夕霧

都柳町桔梗屋意得といへるもの廓内にいみやいありてあふぎや四郎兵衛とは意得こゝろ安きゆへ思ひ立一所に大坂へ引越ける扇やが抱女郎を連れしは夕霧より始る阿波大臣といふは義太夫にあり大坂阿波屋何某といへる大分限者夕霧になじみ病中殊の外世話せしなり九軒町揚屋吉田屋喜左衛門が客なりふじや伊左衛門は跡方もなし延寶六年の狂言夕霧名残の正月といふ名題藤屋伊左衛門の役坂田藤十郎なり始めて勤る寶永六年まで十八度の當り狂言なり夕霧太夫寛文の頃名妓といふ八重桐と同じ時代夕霧伊左衛門淨瑠璃の作者は居館園といふ人なり

夕霧の句に

兒の親手笠いとはぬ時雨かな

法名

花岳芳春信女 大坂西寺町淨國寺

延寶六戊午年六月六日

○二十五 奴の小萬

小まんは元祿の人後に奴の小まんといふは大坂に名を呼び又尼となり正慶といふ長堀木津屋の娘にてゆきといふ享保七年の産享和二年まで生のぶる

月落て松風寒き野寺かな 小まん正慶

○二十六 瀬川の祖

元祖瀬川菊之丞路考法名宗覺院即譽源阿是空居士寛延二巳年九月二日本所押上長行山大雲寺に葬す菊之丞先祖は山城國濱村之産瀬川采女といふ者の女房をきくといふ故に菊之丞の名代とす

元祖の句集に

女形女の氣にて飛鳥川

秋の夜中は男氣も出て

又

近づきの女形あり年の暮

起 波

○二十七 古遊女名

寶永十八年の印本に太夫の名あることをしるす

初七十四夕 後八十二夕 又五十二夕と成

佐渡島庄吉 村山左近 岡本織部 小野太夫

出來島長門 などその餘略す右歌舞妓に名出しは歌舞妓より出たりと見ゆ

○二十八 三勝半七

秋月信女は三勝が法名嵐雷信士は半七なり元祿の頃之心中にて墓は大坂千日寺に建る三勝が紋は三階松半七が紋はひとつ巴なり三勝はみのやの抱にして舞子の見せ内はかさやなりゆへにかさや三勝といふ又笠や三かつは寛文の頃女歌舞妓の役者也既に商人あかねや半七と心中せしといふ元祿八年十一月六日石塔に有は秋月嵐雪といふこと千日法善寺にしるしを殘す

○二十九 十番切

一番武藏右馬之助二番愛甲三郎三番岡部三郎四番原小次郎五番御所黒彌吾六番加藤彌太郎七番船越八郎八番海野小太郎九番宇田小四郎十番白杵八郎 曾我兄弟に討れし者なり

○三十 元祖櫻田

初代櫻田治助左交は近頃花川戸に住て柳井隣といふ安永の立作者四十年來勤し高名人其うちにも吉原のこと能しりて二番目の世話狂言松本幸四郎錦紅に氣があふて櫻田の狂言錦紅のせりふ口合今も残りてさまざまくなかにも豊後節淨瑠璃は常磐津富本に残り文作は堀越二三治榮陽之門人にして至て風流を増し當世の事のみ書つゞしり名文あるが中にもそも語りつたへしは「わたしや齒吹の如來さんへ蛤をたちましよといふ文句又「素あしも野暮なたびになりといふは宮園あふむせきといふ板本にあり」と文句出たりさすればいにしへ上方の作者が書たる文句ならん寛政の頃の大坂下り作者並木五瓶五人切のめりやす「いつまで草のいつまでもといふはこれも上がったの歌本法師のうたいものゝうちに糸のしらべといふ大冊の本に出たり櫻田並木の兩作とも故人の文句をそのまゝにもちひしは大丈夫のこゝろにて中々外の作者の及ぶ所にあらず名人といふもの我が耻は恥にあらぬと其人の高名徳によつて斯も書しと見ゆ其餘兩作者の書物等數多あれど略す

○三十一 三日月おせん

四代目岩井半四郎杜若白銀の太夫といふ三日月おせん元祖にして作者此時増山金八の狂言にして切見世女郎に杜若を見立海老さこの重團十郎と兩人を見立る趣向は初ての事故大當せしと云金八此顔見勢の狂言の相談に杜若へ切見勢の女郎すゝめし所杜若は切見勢の女のかたをも思入と仕こなしもしらぬことゆへいかいと斷りしを作者たつてすゝめしゆへよふよふ得心せしゆへ金八にいざなはれ三田の三角の切見世へ見物に行れしといふ此はなし増山の門人木屋宗七語ぬ

○三十二 一中

都太夫一中は都嘉六といふ吉原の男藝者はじめて都傳内芝居へ勤るすみだ川戲場の日第一番目大詰にて狂言の中の狂言にしてはつざくら淺間がたけ夕霞の淨瑠璃書直しにて左交の作けいせい奥州松本米三巴之丞には高麗藏此時よし原連中より都太夫へ引幕をおくる今一中節の夕霞といふは此狂言の時より始る鳥づくしちよぼくれ名文にしていまも流行するは作者の手柄也此一中は元祖にあらず天明寛政の頃

なり

○三十三 三尺看板

芝居立看板を三尺といふはむかしの看板横三尺に堅四尺五寸あり今も池の端辨天の社祠に八百藏助六の看板有これ三尺の看板江戸に一枚のこれり近代まで目白不動堂の内にも有之しが今はさらになしむかしは三尺といひしゆへ三尺と名付今際看板を三尺といふはいかゞなり

○三十四 杏葉牡丹

元祖市川團十郎才牛はわざと角の升を作る是おのれを謙退してなり市川家定紋所は人のしる三升の紋なり才牛日頃いふには我は人にあらずいやしきものなりそれに何の紋あらんと憚りて役者の紋に日月の御末の人にははるかにおとれりとして角を付て天地人にあやかしたしと三歳ひとつに合せて三升を紋に付たり是は世間を恐るゝの事にして至りて心底能男なり又内證の定紋は丸の内に一の文字なり○此紋は門弟門之助元祖の紋是は日といふ文字にて日月の末の紋所明らけし二代目柏庭杏葉牡丹を付し事は寶永年中御女中江しま御仕置に相成生島新五郎遠島山村長

○三十五 暫の素袍

市川流暫の素袍に定紋三升を付る事此素袍は顔見世三十日の興行に素袍ののり落るゆへ柿の素袍二張づつ用ゆる又助六の下駄も二足にして花道の内河東節淨瑠璃の所作に下駄を踏専有ゆへもし下駄の齒のくだくる事あらんと替下駄として後見持て付添居る今もむかしに同じ市川海老藏古實數多あり

○三十六 三座稻荷

芝居三座に稻荷を祭る事昔は樂屋はしごの下に下立役の居所をいなりの前ゆへに稻荷町と呼ぶ古來より

下立役の名目とはなれり中村座は銀杏稻荷大明神但比沙門天妙見相殿市村座は天津稻荷大明神相殿棟木天滿天神宮三座とも近年曾我兄弟兩社を祭る事略す

○三十七 浮世繪師

勝川春章といふ門人春英九德齋は近來役者似顔浮世繪師に名高く又後歌川豊國一陽門人國安國芳杯當時の役者女繪の銘人にして譯て中にも香蝶樓國貞は似顔の上手むかしより此繪師に及ぶ錦繪はさらになし寛政末に豊國門人に國政といふ繪師あり市川高麗藏辨長中山富三郎のお七大首にしたる似顔團扇に出して其頃流行する其錦繪など役者の大首書たるは此時より始て覺ゆ國政は終る二代目國政といふ人しんば魚屋にて松五郎といふ

○三十八 口上人形

歌舞妓にて忠臣藏菅原の狂言大序幕の外へ操のごとく口上の人形を出せし始は家橋羽左衛門芝居にて忠臣藏の時一座役者立者誰々は勘平師直原郷右衛門又は誰は由良之助判官本藏と役割せしに羽左衛門役更になし掛りの仕切場云には太夫元の儀なり如何して

宜しからんと思ふ折家橋いふには此度の忠臣藏大座の座組古今の割合にて各銘人方其内の役費請候ても一座の思はく悪くなり殊には我等芝居座元ゆへ大序に罷出忠臣藏役割并口上のべんと幕の外にて人形の拵にて肥前座の紋を付上下にて右の口上長觸をよむ此時見物こそつて早朝より羽左衛門口上聞んと大序の前より押來る人の山これ銘人の所也今其例にならひ口上の人形を出すなり

○三十九 山崎與次兵衛
むかしより狂言義太夫に出たる與次兵衛は攝州山本村に住す富家の坂上與次右衛門と云ものこれを山崎與次兵衛といふ難波の妓女吾妻といふありふるくなじみて樂しそめり

歌に

身は難波こゝろは都名は吾妻

のほりつめたる山本の里

又其頃

「あづま請出せ 山崎與次兵衛請出く山さき 與次兵衛そつこで受出せ三百兩。」
といふ歌流行す一中節淨瑠璃にはふじや吾妻山崎與

次兵衛と有り雙蝶々義太夫には與五郎とする

○四十 五人男

浪花の五人男五つ鴈金の義太夫より出て江戸歌舞妓に用ゆる紋所 鴈金文七 安の平兵衛 極印 千右衛門 雷庄九郎 布袋市右衛門人の知る所なれど俗に思ひ付たる紋おかしき事ゆへ一々爰に顯すいつの頃よりかしらす五人死罪に行はる

○四十一 日蓮誓のつらね

五代目白猿日蓮様誓の御せりふ

「念佛無間 禪天魔眞言亡國律國賊天地乾坤の其間に有べき信者のしらざらんや常行天皇九代の後胤小湊の藥王丸己寅當年積りて五百御忌何と久しい物ながら見物不淺は御免勸化眞言ほうじやく婦人の成佛外にたぐひなし交り馴染のいづれもさまへおさめ申さにやならくのそこまでうかみ八目八のまきひてんをぬかす外道めらは池上の家の棟から堀の内の椽の下へほふり込とほほうやまつて南無妙法蓮華經

うぐひすや梅にも月日星下り

行年六十三翁

右反古庵白猿自筆五代目半四郎所藏之寫

○四十二 上下姿の下駄

役者立役女形にかぎらず十月十七日寄初正月元日仕初之前に上下にて下駄をはき歩行年禮も右の姿にて勤しは古來より仕來りしことゆへ江戸歌舞妓の異風残りて京大坂にさらになしむかしより役者年禮下駄をはいたることいつの頃よりの達もの始しにや譯て女形など振袖姿にてぬり下駄をはきあるくは色子若衆あみ笠駒下駄にてあるく姿より出しならんか又立役もむかしは芝居町近邊に居て向ふの路じより樂屋へ通ふに湯上りにて下駄をはきそのまゝ樂屋入せし事今に残りて其まゝならん藝人故式禮なし上下姿にいかゞの取合也

○四十三 二代目柏菴

柏菴傳は二代目團十郎の句集にあり後五代目白猿不夜庵五雲と題したる冊子あり天明かとの巳霜月朔日とあり右冊子の抜書

篠塚の書に

岩角に霜ぞ花咲那知若衆

柏菴

生島新五郎より送る前に出たる柏蔭集生島にあり

はつかつほからしもなくて涙かな 新五郎
かへし

其からしきいて泪のかつをかな 柏蔭

まゝの紅葉に行て御關所を通るころ

通りますとふらはまゝの紅葉かな

此發句短冊に書て下總の何某が藏といふ

雪のふりたる日あらし小六のもとへ招かれて

いざさらば雪見に小六所まで

ある方へ招かれて水仙椿のなげ入を見て

花と花口すいせんとつばきかな

二代目の句てうより五代目にうつり面白し今七代目
とも市川家の發句これと同じ

○四十四 尾上松録

尾上菊五郎梅幸の門人にして初名子供より尾上松助
三朝と云近年女形より敵役にいたる大達者なかにも
寛政文化の幽霊怪談工夫者の祖にして種々の狂言今
伴菊五郎へ傳へて年々の大入せしは全く親松助の手
柄老年におよび松助の名孫にゆづり松録と改松助は
菊五郎となり傳翁院釋松録惠琳居士文化十二亥九月

十六日に終る

○四十五 瀧野屋代々

元祖門之助は享保十四酉正月廿五日終る木場五粒の
門弟にして(一)此紋を付る二代目門之助新車は寛
政六寅十月十九日終る男女藏の親なり是よりして
回を付る三代目門之助は新車の孫なり幼名男寅後
傳藏母は中傳といふ甚三郎由縁の娘ゆへ傳の字を付
しなり文政七申七月廿七日終る寺は代々田甫幸龍寺
に葬る

○四十六 兼太夫

常磐津兼太夫は中頃文字太夫と不和になり(一)定紋
改吾妻國太夫となり兼太夫の時大橋に住て大橋とい
ふ寛政の頃國太夫横死す後兼太夫は本芝に住てまぐ
る太夫といふ此兼太夫七月二十六日夜に客に伴れ座
敷にてかにを喰ふ其夜かににあたり即死す兼太夫二
代續珍事爰にしるす

○四十七 役者狂言作り

元祖宇左衛門 早川傳四郎
市山又太郎 中村傳九郎舞鶴
三升屋助十郎後兵衛 澤村宗十郎龜音

瀬川乙女如草

役者にて狂言作をせしもの此外にあれど餘は不知

○四十八 市川惣代

文化十二年の秋市川男女藏惣代となる事市川市藏故
團藏の門弟市紅終る後團三郎親の名讓受團藏と改る
市藏今團藏の門弟になる事改りて七代目團十郎の門
人となる男女藏五代目團十郎白猿より貰ひ請たる蝦
十郎の市藏へ譲るこれより蝦十郎と改名して其年十
月名残をして歌右衛門と一所に大坂へ登る此人をは
りまや市鶴といふその子助藏を二代目蝦十郎後終る
三代目蝦十郎同じく終る

○四十九 三座掟

江戸歌舞伎三座は近來小田切土佐守様仰渡されにて
中村座市村座森田座の外願出候而も一切御取上無之
故櫓は都座桐座河原崎座右定之通地所替御聞濟無之
と云ふ事

○五十 打出し太鼓

中村座芝居の打出し太鼓ばかり葺屋町木挽町は打出
しの太鼓に小太鼓を交て打事都て勘三郎芝居は元祖
にして古實多く其餘は略す

(此打出し太鼓は葺屋町斗也是は噺子一度宅へ歸
りてしまひしゆへ打出し太鼓殊の外あはを喰し事
有夫故二人づゝ相残り候又芝居では三番更しやぎ
りは一度稻荷町の前にて打也又下の方にて打也葺
屋町にかざるなり)

三升屋二三治戲場書留上卷終

三升屋二三治戲場書留下卷

一歌舞妓狂言役者年代記

一併作者豊後節太夫に同じ

一役者の初め終迄

一狂言の評判當りの事

一年號不合は當りによつて也

一立川馬馬年代記相違してつまひらかに印

一冊子の内もれたる事は考へて加へん

○歌舞妓の始は永祿三年名護屋山左衛門出雲のお國京五條橋にて女芝居始る寛永の頃日本橋に女芝居高札を建る後六年に女芝居御禁制になる

○元和三年の頃京四條にて歌舞妓始る同七年猿若の元祖道明下る小歌の銘人にて其頃もつばら流行せしといふ

○寛永甲子年中村勘三郎中橋にて始て芝居興行する此年阿波より生島丹後下る同五年桐長桐といふ女舞下る所々にて興行する又鎌倉河岸に小芝居立同

八年村山又三郎京より來る同九年中村勘三郎今の人形町へうつる其頃多門庄左衛門右近源左衛門小舞庄左衛門三人江戸へ下る村山又三郎葎屋町にて芝居興行する村山平次下る同十三作彌九平玉川千之丞下る其頃切落追出し始なり

○正徳の頃は丹前六法びんごぶしはやる久松三太早川初瀬下る此年の四年大坂にてお染久松心中あり
○市川團十郎元祖慶安年中堀越此江戸へ下る和泉町に住居する慶安元年河原崎座始て木挽町にて芝居興行同三年猿若勘三郎金のざい拜領する芝居今の堺町へうつる

○承應二年村山又兵衛京へ登り芝居興行する同年村山又三郎江戸にて終る同三年市村羽左衛門狂言の始り明暦元年に引幕道具建元祖宇左衛門工夫をもつて始る同三年作彌九平終る同年猿若勘三郎公より裝束拜領する此年江戸大火にて三芝居類焼する明暦火事これなり

○萬治元年元祖猿若勘三郎終る同二年悴明石二代目勘三郎と改名又此年河原崎權之助京より下る同三年森田太郎兵衛木挽町にて始て櫓を上る森田座の元

祖也

○寛文元年桐大藏木挽町にて興行同二花川作彌といふ女形下る大坂中の芝居建つ此時竹田からくりはじまる同三年森田座河原崎相座元にて興行する同四年市村竹之丞玉川主膳二人座元にて興行其以前玉川久三神田明神社内にて興行同六年京都より都傳内下る同七年久三郎傳内と改名同八年花道并附舞臺始る同九年京都に七ヶ所芝居御免ある同十四野宮源八といふ役者下る同十一年山村長太夫江戸へ來る山村座木挽町にて櫓を上る其頃なげぶしといふもの流行するこれ長歌の始なり

○延寶元年都傳内境町にて興行同三年山村座に而會我物語狂言はじめて致すと云

會我物語は中村座にて始めて勤しと故人櫻田治助云

同四年霧浪瀧江市村座へ下る其頃の銘人大坂傳吉木村喜右衛門同六年市村竹之丞剃髮今本所五之橋竹之丞寺建立するは此竹之丞なり此年八月三代目中村勘三郎終る其頃三國彦作といふどうけ師下る是どうけといふ役者の始まり又いからし嘉兵衛權

平などいふはやしの銘人あり

○天和元年敵役藤川武右衛門下る中村七三郎少長丹前の元祖なり同二年中村傳九郎朝日祭の元祖市村座にて五人女之始此年より三ヶ津役者評判記出る今天保八丁酉年迄百五十四年になる京八文字や自笑なり

○貞享元年大坂にて義太夫芝居始まる今の操座なり此年四代目勘三郎隠居して傳九郎となる舞鶴是なり同四年大坂御堂前のかたきうち有山村座へ淺尾爲十郎下る
○元祿元の頃より松本左源太上村歌門三條勘太郎の女形銘人津田次兵衛江戸へ下る大坂の若太夫の芝居建つ同三年元祖河原崎權之助終る同四年二代目河原崎塚町にて興行其頃水木辰之助は踊の銘人なり同五年元祖團十郎才牛上京同六年萩野八重桐下る同七年坂東又太郎下る同八年小舞又三郎中村座へ下る同九年團十郎京都より中村座へ下る同十年七三郎上京市川九藏八歳にて初舞臺後二代目團十郎なり同十一年團十郎鳴神上人の始め同十二年萩野澤之丞紫ぼうしの始是を萩野ぼうしといふ岸田

小才治竹馬の所作事同十四年團十郎不破名古屋の始りいなづまを角にして紋所に付るこれより三升の定紋代々付る二代目中村勘三郎家督同十五年團十郎不動明王の像始て勤る同十六年元祖團十郎石山源太の役に初しばらく此年堺町葺屋町兩度焼る同十七年元祖團十郎才牛終る横死坂東又太郎終る才牛横死は元祿十七の後正徳の印本にくわしく認出由此本江戸になし三の巻一冊七代目團十郎所持して予も見る繪入板行寶永忠信物語なり

○寶永元年十一月市川九藏二代目團十郎となり同二年萩野澤之丞終るよぐねん江戸たいくわにてさかむ町ふきや町類焼このとし生島大吉をはる出來島をはる同五年五月元祖七三郎少長をはる同年嵐喜代三八百屋を七の役はじめつとむるこのときふうじもんつけたるはじめ也同六年坂田藤十郎をはる團十郎もぐさうりやくはじめつとむる同七年三おほさかにてをはるこのとしさかの町ふきや町またぞろやける

○正徳元年小かん太郎次小の川千壽終る同二年市川若松終る同三年十月元祖中村傳九郎終る此年山村

座にて團十郎始ての助六同四年山村長大夫ゆへありて此櫓を斷絶する團十郎扇賣大當り壬五月あらし喜代三終る女形の銘人お七役始也 此文の紋是より付しといふ

○享和元年江戸大火にて三芝居とも焼る早速普請出來此時より三階棧敷止候中村座にて團十郎二度目の助六此時より河東節になる同二年同座にて五人男同四年矢の根五郎始て團十郎勤る同五年坂田半五郎たご賣同六年二月元祖大谷廣右衛門幡風終る深川淨心寺に募建る同年大坂にて近松門左衛門終る同七年大坂紙治小はるお千代半兵衛の心中此年なり同八年中村座百年の壽狂言興行元祖大谷廣治上京同九年實惡の銘人山中平九郎終る團十郎始て鐘遣の荒事翌年享保十此時三芝居とも瓦屋根御免ある同十一年團十郎しばらく嵐三五郎京より下る同十二年坂東彦三郎大谷廣治下る同十三年市川升五郎七歳にて初舞臺同十四年山本萬菊下る美人若衆市川門之助終る役者金のさい此年出來同十五年元祖菊之丞吾妻藤藏大坂より下る同十六年菊之丞始て無間鐘瀬川菊之丞市村座へ下る同十七年

神山小四郎姉川新四郎下る菊次郎お七の大當り同十八年森田座所替願出不叶休座する中村勝十郎嵐三右衛門下る同十九年菊之丞始石橋京にてお半長右衛門心中同廿年團十郎海老藏柏庭と改名海老藏の名始也七藏改松本幸四郎と成此年森田座にて河原崎木挽町にて興行元祖澤村宗十郎梅の由兵衛の始り鷲と鳥の衣装紫頭巾に錠をおろせし狂言の始なり龜音といふ

○元文元萩野伊三郎市川流のしばらく同二年竹之丞市村宇左衛門となる常磐津文字太夫初て出勤京にておしゆん傳兵衛心中大坂にて五人切同く三年菊之丞たるやおせん物狂ひの淨るり富澤辰之助文菊下る同四年坂東彦三郎瀬川菊次郎下る宗十郎露の五郎兵衛大當り海老藏どんす三本同五年四月市川團藏二代目團藏となる竹田友藏なり今團藏親市紅なり

○寛保元海老藏不動團十郎愛染此年海老藏團十郎上京同二年兩人下る團十郎終る同三年宗十郎上京富十郎河東節夜の編笠菊之丞女鳴神

○延享元森田座再興中村座百二十年の春同二年澤村

宗十郎下り長十郎と改此年堺町葺屋町燒澤村春五郎改二代目宗十郎となる菊之丞始ての娘道成寺中村座にて廿五番續の狂言同四年其頃小六染はやる松島八百藏改市川八百藏となる五月大谷廣治十二月大谷龍右衛門終る昨年の春大坂より立役岩井半四郎下る大和屋先祖也深川淨心寺に代々の墓あり

○寛延元年岡澤改廣治と成中村桑太郎同喜代三下る二代目宗十郎終る同二年歌川四郎五郎三代目宗十郎となる九月元祖菊之丞終る同三年助高屋高助狐の女郎買の狂言六代目中村勘三郎隱居して七代目を勤る正月元日彦三郎終る坂東又八改三八と成此名三津五郎家に殘る

○寶曆元年中村小傳次七代目森田勘彌となる山中平九郎嵐七五郎下る高助由兵衛大當り家の狂言となる同二年尾上菊五郎女形より立役となる澤村長十郎初工藤中村富十郎嵐和歌野下る同三年長十郎改助高屋高助となる同三年富十郎始ての道成寺嵐九郎坂東又八郎となる同四年柏庭二度目矢の根五郎松本幸四郎四代目團十郎と成中村助五郎男道成寺同五年長十郎始ての由良之助駿河屋十町塙すき

羽左衛門の角力同六年瀬川吉次二代目菊之丞とな
 る此年正月三日助高屋高助十一月十三日瀬川菊次
 郎兩人終る菊五郎水船にて水仕合鯉を遣ふ事菊五
 郎家のも也同七年六月二日大谷廣治終る中村歌
 右衛門山下金作下る團十郎無間がいこつ所の作新
 材木町より出火兩座類焼する市川海老藏七十一歳
 にて終る芝増上寺地内あかん堂へ葬る實曆八年な
 り同年豊竹越前一世一代信仰記の始同九年江戸中
 大火又候三芝居焼る大坂顔見世十月と定る十月十
 九日八百藏終る同總角林彌改吾妻藤藏と成富十郎
 葛の葉名代あしや子別れなり同十一團藏松江下る
 歌右衛門上坂操座中の芝居高野山の火事兩町焼る
 同十二年五月六日八代目羽左衛門十一月十一日佐
 野川市松終るふん廻し道具建初て出来る尤ふん廻
 しは其頃上廻しとて舞臺の上にて車を付て廻す事
 今のふん廻しははるか後の事奥にするす市川雷藏
 しのお賣の始同十三年荻野八重桐中洲にて水死中
 村傳藏改二代目市川八百藏と成七月月中村助五郎終
 る古手や八郎兵衛おつま心中八郎兵衛の跡は今も
 富澤町に残れり

○明和元年雷藏柏車助六市川染五郎改高麗藏となる
 綿紅なり芳澤五郎市崎之助となるおほ坂にて崎之
 助あやめと成る同二年菊之丞無間の鐘七藏改二代
 目岩井半四郎と成同三年五月十二日小佐川常世終
 る二代目團藏上坂中村仲藏秀鶴黒羽二重小袖定九
 郎始ての工夫富本午之助初舞臺後豊前掾なり此手
 大坂堀江市の例芝居始て建同四年四代目團十郎天
 笠徳兵衛市村座二日替りの始歌右衛門中村座へ下
 る大坂岩井ぶろのころし菊五郎上京四月柏車雷藏
 終る同五年あとかへり銘人市川友藏初舞臺後に團
 藏なり竹田より出る五月四日彦三郎終る同六年菊
 之丞石橋歌右衛門清玄坂東三八嵐音八終る同七年
 歌右衛門名残の清玄上坂八月宗十郎京に終る仲藏
 初工藤長うたの銘人富士田吉次楓江終る同八年四
 代目宗十郎京にて終る仲藏のしほ森田座へ下る澤
 村金平改瀬川雄次郎となる同九年目黒行人坂出火
 江戸中大火兩座とも類焼する
 ○安永元年尾上菊五郎中村喜代三下る六月廿四日
 黒團藏終る同二年中村座百五十年壽興行四代目團
 十郎松本幸四郎になる幸四郎は五代目團十郎とな

る向島白猿なり壬三月十三日菊之丞終る同三年廣
 次仲藏だんまりの始り京にて菊五郎忠臣藏の大當
 り田之助京都にて四代目宗十郎になる訥子なり同
 四月後仙女也中村勘三郎終る仲藏大日坊しのぶう
 りの始同五年幸四郎海老藏と改一世一代富三郎三
 代目菊之丞と成四月十一日吾妻藤藏終るこぶ藤な
 り同六年市村座七福神の對面七月三日八百藏終る
 八月十九日富澤辰十郎終る十一月十九日のしほ新
 五郎終る同七年富十郎七へん化三月四代目海老藏
 五粒終る三五郎音八上京中村七三郎九代目勘三郎
 となる雀童といふは此人なり糸太郎松助下る同八
 年菊之丞淺間がだけ石橋市川辨藏元服して門之助
 となる新車なり同九年菊五郎一世一代忠臣藏三津
 五郎道成寺此年梅幸上京
 ○天明元年市村座三日替おはん長右衛門お千代半兵
 衛おなつ清十郎櫻田治助作八月十六日大谷廣右衛
 門終る堺町葺屋町兩座焼る同二年六代目團十郎徳
 藏にて初舞臺四月十日三津五郎終る是業也同三年
 瀬川乙女作者となる瀬川如皐と云元祖也一世一代
 道成寺所作事勤て舞臺を引込仲藏茶の湯景清幸四

郎重忠此年兩座焼る同四年坂東熊十郎三代目坂田
 半五郎と成宗十郎男けいせい同五年桐長桐ふきや
 町にて興行はじめて關の戸の淨るり文字太夫終る
 又候此年兩芝居焼る同六年仲藏志賀山三番叟大坂
 にてちんこ芝居はじまる仲藏譯あつて中山小十郎
 と成同七仲藏幸四郎辰かごの淨瑠璃始也中村重藏
 嵐龍藏染まつ七三郎下る仲藏上京同八年仲藏爲十
 郎下る中村座三かつおはな半七の二日がはり同五
 年五月團十郎蝦藏白猿と改名半四郎上京中村勘三
 郎休座都傳内假櫓興行宗十郎都座へ作者並木五瓶
 つれて大坂より下る門之助勘左衛門終る七代目團
 十郎新之助にて新田徳壽丸の初舞臺都座にて五人
 女都傳内百六十三年の壽興行同七年片岡仁左衛門
 中村のしほ都座へ下る此春五人切の大入並木五瓶
 手がらなり同八年都座にて當時のふん廻し道具師
 重右衛門大坂より工夫持きたる宗十郎梅の由兵衛
 菊之丞小梅長吉の二役此顔見世市川海老藏一世一
 代成田屋七左衛門と成る同九年宗十郎ふきや町に
 て紀文木挽町にて松助水仕合鯉を遣ふ團十郎中村
 座再興行芝居間口廣くなり新之助後海老藏初しば

らく宗十郎八百藏出村玉屋の始宗十郎茶つみ夕きり伊左衛門三八下る宗十郎上坂十一月嵐七五郎終る龍藏同一年森田勘彌再興五月十三日六代目團十郎牛じまにて終る八月廿六日傳九郎終る富本延壽齋木挽町にて一世一代同十二年嵐雛助市村座へ下る二月岩井半四郎終る白銀の太夫といふ深川淨心寺池上山内に墓建る銘人の女形也今杜若の親半四郎象三郎なる紫若の祖父なりかさね政岡の祖也といふ其外手柄多しるび藏七代目團十郎三升と成る

○享和元年市川男女藏松本米三上京二月四日嵐雛助終る白猿成田屋の家名讓受る此人なり三月十九日宗十郎終る淺草誓願寺地中受用院に墓同二年河原崎座へ白猿再勤團藏上坂六部順禮五月二日三代目大谷廣治終る丸屋十町といふ六月廿七日三代目幸四郎男女川京十郎とて終る中村大吉河原崎座へ下る同三年市川高麗藏改四代目松本幸四郎となり綿升也淺尾工左衛門米三ふきや町へ下る八百藏一世一代助高屋高助と改る彦三郎大吉市村座にて名殘上坂

○文化元年中村座へ瀬川路考中山文七下る松助木挽町夏狂言天竺徳兵衛水中早がはり中村座百八十一年の壽七代目團十郎口上披露三津五郎道成寺同二年大坂にて菊之丞葛の葉大當り米三終る同三年大谷友右衛門中村座へ下る此年三月四日高輪より出火河原崎座燒る堺町ふきや町殘る十一月友九郎火事兩座燒る六月廿七日初代櫻田治助終る同四年路考改仙女路之助改路考となる二月二日並木五瓶終る三津五郎男女藏中村座にも二日替助六同五年中村歌右衛門始て關三十郎小川吉太郎下る市村座へ澤村田之助と淺尾工左衛門は二度目の下り九月十六日小佐川常世終る同六年尾上松録ろくろ首のしかけもの工風松助は松録となる悴榮三郎松助となる同七年市川團藏藤川官吉淺尾勇次郎木挽町へ下る額十郎なり男女藏弟市川瀧之助瀬川龜三郎終る前の年佐内町火事兩座燒る同八年三月歌右衛門七へん化所作彦三郎一世一代の菅原忠臣藏二日替半草庵樂禪と改後剃髮する坂東重太郎友右衛門下る澤村源之助改め宗十郎と成同九年歌右衛門上京名殘志賀山三番更清元勤十一月廿九日瀬川路考十二

月八日澤村宗十郎終る同十年雛助荒五郎雷助終る森田座百五十年の壽半四郎お染久松七役早替りつるや南北古今の工夫近年の稀もの也三月中村座三津五郎十二月所作始む堺町ふきや町兩座燒る同十一年三津五郎十二支の所作歌右衛門松江下る田之助上京二月廿四日坂東八十助終る嵐三五郎市村座へ下る富本齋宮太夫事清元延壽太夫者改本芝の常磐津兼太夫終る中山文五郎やんまろ終同十二年河原崎座再興歌右衛門中村座にて一世一代瀬川多門改五代目菊之丞となる市川市藏改七代目門弟となり蝦十郎と改市川男女藏市村惣代となる九月十六日尾上松録終るあらし龍藏作者初代松井幸三終る同十三年ふきや町桐長桐座再興此年三月三升屋二三治出勤工左衛門又々下る松江上京中村歌右衛門中村東藏坂東彦右衛門終る同五月三日桐長桐座芝居棟はり折れる同十四年中村龜藏改坂東彦三郎となる正月廿八日田之助終る仁左衛門重太郎桐座へ下る十一月二日團之助自害此年正月兩座燒る早速普請出來する乗物町鹽風呂より出火

○文政元年中村座へ歌右衛門御判物にて芝翫と名乘

り下る助高屋高助終る作者福森久助終る桐座休都傳内聳屋町にて再興百九十五年の壽興行同二年同町にて玉川彦十郎櫓に成芝翫上坂二代目並木五瓶終る幸四郎半四郎名古屋より上坂蝦十郎門之助終る嵐徳三郎木挽町へ下る中村源之助堺町へ下る此時三津五郎名殘上京團十郎河原崎座にて五節句の所作事同四年路考象三郎中村座にて高尾頼兼二日替り同五年市村座顔見世再興木挽町芝居より出火燒る三月さか町へ三津五郎下る大吉一世一代猿廻し團十郎菊五郎不破名古屋さや當同七年菊五郎中村座にて始てのお岩此年幸四郎半四郎さか町へ松江下る七月七日門之助廿九日馬十八日大吉終る十二月廿九日さか町ふきや町燒る同八年關三十郎吃又平所作名殘上坂尾上菊五郎上坂同九年仁左衛門嵐龜之丞中村鶴藏其外嵐七五郎など木挽町へ下る菊五郎一年にて下る菊之丞中村座にて道成寺同十年河原崎座にて座頭大座の座組五十三次之狂言中村鶴助中村座へ芝翫となりて下る歌六河原崎座へ下る正月さか町ふきや町燒る同十一年簀助芝翫兩座にて合法此時簀助講芝翫講と連中あら

そふ同十二年三月九日佐久間町火事三芝居焼る此
 時木挽町座組源之助冠十郎其外四ッ谷三光院地内
 にて芝居興行中村座より上る團十郎高野山參詣上
 京此春澤村源平源之助にて木挽町へ下る三十郎河
 原崎座へ下る二代目櫻田治助鶴屋南北終る同十三
 年團十郎高野山より歸る此時始ての上京なり
 ○天保元年源之助木挽町にてかるかや道心始て勤る
 三津五郎市村座にて一世一代秋津しま十二月堺町
 ふきや町焼る同二年菊五郎二度目お岩市村座てう
 ちんの幽靈工夫の始二代目鍛十郎友右衛門木挽町
 へ來る十二月三津五郎菊之丞終る源之助訥升とな
 る團十郎海老藏白猿となる八代目るび藏團十郎と
 成篋助改三津五郎秀調海老藏市村座にて助六半四
 郎女清玄同四年八代目團十郎初しばらく市川團藏
 團三郎御判物にて市村座へ呼下し芝翫名残上坂半
 四郎杜若となる糸三郎半四郎となる同五年故人三
 津五郎悴坂東三八木挽町座元森田勘彌にて家督相
 續二月廿七日佐久間町三味線屋火事三芝居類焼此
 年森田勘彌再興同六年市村座にて菊五郎五十三次
 古今稀成前代見聞大入紫若彦三郎堺町へ下る三十

郎上坂成田屋宗兵衛終る坂東重太郎實川額十郎兩
 人大坂にて終る去年市村座にて菊五郎怪談大入海
 老藏出火より上京して長崎呼下し御判物市村座に
 て二度目忠臣藏裏表市川白藏事九藏となる木挽町
 へ下る此秋市村座にて海老藏くはだてにて幸四郎
 一世一代の催せんと中村座へ相談におよびし事市
 村座の芝居より聞傳へ一同海老藏方へ集り宅をこ
 はせし事こんざついふもさらなり夫より納り中村
 座へ相談に及び一番組小田原町しんば川通り様々
 仲人取扱にて相濟幸四郎一世一代菅原の狂言に極
 り顔見世無滞興行來春は又々市村座へ菊五郎海老
 藏歸り八犬傳の狂言相談極り候處菊五郎了簡にか
 なはざる事出來狂言替り夫よりして海老藏菊五郎
 不和と成立別れ海老藏森田座へ出勤八犬傳狂言に
 かゝりいよゝ兩人中悪くなり今に其まゝ四月八
 日半四郎終る同八年海老藏市村座へ歸り扇屋熊谷
 三月中村座菊五郎親松録廿三回忌に付岩藤の化物
 八月三十郎スケ忠臣藏になる是迄記す 大尾
 是は狂言作者三升屋二三治といへるもの、書あ
 つめたりしとて友人關根東紫の元よりおこせし

を人にうつさしめて收入たり文辭あとききにな
 りてとゝのはぬは俗人の手になれるがゆへ也見
 む人書さまのあしきをとりにて事實のよきをすて
 ることなかれ

活東子識

兩狂言座引拂被仰付候節之寫

- 堺町專助店 狂言座 勘 三 郎
- 同人抱役者座頭 彦 三 郎
- 同人芝居出方惣代 半 七
- 右芝居附料理茶屋惣代 半 助
- 同 文 七
- 堺町正藏店 同人悴 糸 次 郎
- 操座吉左衛門煩に付代 狂言座 羽 左 衛 門
- 菅屋町新六店 同人抱役者座頭 歌右衛門煩に付 橋 十 郎
- 同人芝居出方惣代 同人 文 吉
- 右芝居附料理茶屋惣代

此度市中風俗改候様にとの御趣意に有之候近年役者共芝居近邊に住居致し町家之者同様立交殊に三芝居狂言仕組猥に相成右に付候而者自然市中へも風俗押移り近來別而野鄙に相成又は時々流行杯多くは芝居より起り候儀に付依而は往古は兎茂角茂當時御城下市中に差置候而は御趣意にも相戻候事共に候一體役

者之儀は身分之差別茂有之候處何となく其隔も無之様に相成候而は不取締事に付此節堺町葺屋町兩狂言座并操座芝居其外右携候町家之分は不殘引拂被仰出候乍然二百年來も土着之地相離候に付其品々難儀之筋も可有之哉に付相應之手當可被下候替地之儀は取調追而可及沙汰候木挽町芝居之儀者追而類燒致候歟普請大破に及候節は是亦引拂申付候間兼而其旨可存尤權之助狂言座之儀は來春興行相始候は、狂言仕組并役者共猥に素人に不立交候様取締方之儀厚く可相心得候右之通被仰渡奉畏候仍如件
天保十二年十二月十八日
右者遠山左衛門尉様御白洲へ被召出御年番東條八太夫殿中島嘉右衛門殿御助松浦榮之助殿町年寄館市右衛門御列座に而御奉行所様被仰渡夫より御番所へ相廻り御請證文へ印形仕尙堺町名主五郎兵衛七左衛門殿町年寄館市右衛門殿御立合にて東條八太夫殿堺町名主五郎兵衛へ被仰聞候は扱早堺町葺屋町兩座共懸り合當人共は勿論町内地主一同當惑可致乍然芝居引拂之儀は先年より度々御沙汰有之趣其砌は先勤御奉行より種々被仰上其儘被差置候處猶又此度御沙汰に

付押而被仰上等有之既に差控等被仰付候程之儀にも有之替地之儀品々にも御沙汰可有之殊御奉行所様思召に而極場末には有之間敷哉成丈繁花之場所無之内御沙汰に有之間始終は當時之場所にもなるとるまじく其旨相心得難有可存右之表向之御沙汰には無之自分其了簡にて無急度申渡旨被仰聞付之は木挽町之儀も類燒又者大破におよび候は、引拂之趣被仰渡何れ普請大破には差當り及間敷候得共類燒等有之候は、早々にも引拂にも可相成左候得は、當人共は勿論町内地主并隣町御券地位もおとり可申既に兩町引拂に付而は江戸橋より兩國迄之衰微之様相聞候間木挽町之儀は當時火之元專要に候間町内地主は勿論隣町地主共へも右之趣名主より精々心付火之元可爲相守旨御沙汰有之候別段館市右衛門殿被申渡候は堺町葺屋町木挽町共町内御券繪圖并芝居付料理茶屋住居共委細繪圖面認早々可差出との御沙汰有之候

八兵衛店 文 七
右操座勝兵衛店 吉右衛門に付 金 八
葺屋町新六店 狂言座 羽左衛門
右芝居附料理茶屋惣代 徳兵衛店 定 吉
庄助店 善 助
右操座喜三郎店 孫三郎後見平 次 郎
右勘三郎地主 龜島町三郎兵衛店 庄助娘まつ後見 庄兵衛頼に付 幸 吉
同坂本町一丁目左衛門店 新兵衛妻ゆき後見 新 兵 衛
右操座吉右衛門地主 五郎兵衛町太郎兵衛店 久 兵 衛
右羽左衛門地主 深川佐賀町庄兵衛店 勘右衛門娘とら後見

久次郎
右操座孫三郎地主
本港町家持源次郎
右料理茶屋其地主惣代
菫屋町家持安次郎方同居
なな後見
安次郎
同堺町家主利兵衛方同居
みな後見
利兵衛
今般堺町菫屋町兩狂言座并操座芝居其外右に携り候
町家之分不殘引拂被仰出淺草聖天町最寄にて替地被
下候に付而者早々難義之筋も可有之哉に付雙方へ御
手當金五千五百兩被下候間難有可奉存
但割合之儀者追而可及沙汰候
右之通被仰渡難有奉畏候仍如件
天保十二丑十二月二十九日

右 勘三郎
家主 專助
五人組 長七
右芝居附料理茶屋惣代
右 半助

辨次郎
家主 辨八兵衛
五人組 文七
右 八兵衛
家主 八兵衛
五人組 辨次郎
右操座吉右衛門頼に付代
右 金八
家主 正藏
五人組 勝兵衛
右 羽左衛門
家主 新六
五人組 利兵衛
右料理茶屋惣代
右 定吉
家主 德兵衛
五人組 庄助
右 善助
家主 庄助
五人組 德兵衛
右操座孫三郎後見
德兵衛

平次郎
家主 喜三郎
五人組 市郎兵衛
右勘三郎地主龜島町庄助娘まつ後見
庄兵衛頼に付
右 幸吉
家主 三郎兵衛
五人組 平次郎
名主頼に付代
兵衛吉
同坂本町新兵衛妻ゆき後見
右 新兵衛
家主 太郎右衛門
名主新助後見
新右衛門頼に付代
鐵藏
右操座吉右衛門地主
五郎兵衛町
右 次兵衛
家主 太郎兵衛
五人組 太兵衛
名主 五郎兵衛
右羽左衛門地主
深川佐賀町庄兵衛店
勘右衛門娘とら後見
久次郎

庄兵衛
家主 庄兵衛
五人組 清八
名主利右衛門頼に付代
彌八
右操座孫三郎地主
本港町家持源次郎
五人組 萬右衛門
名主七兵衛頼に付
代 吾助
右料理茶屋共地主惣代
菫屋町家持安次郎方同居
なな後見
右 安次郎
五人組 市郎兵衛
同堺町家主利兵衛方同居
みな後見
右 利兵衛
五人組 清兵衛
同町名主 五郎兵衛
乍恐以書付奉申上候
今般堺町菫屋町兩狂言座并操座芝居其外右に携候
町家之分不殘引拂被仰出淺草聖天町最寄にて替地

被申候に付雙方え御手當金五千五百兩被下置候旨
昨二十九日遠山左衛門尉様於御白洲被仰渡一同難
有仕合奉存候依之御禮奉申上候以上

天保十三寅年正月二日

堺町專助店

狂言座 勘 三 郎

家主 專 助

五人組 長 吉

外名前一同印形

堺町專助店

狂言座 勘 三 郎

外名前一同地主共

此度堺町葺屋町兩芝居并操座芝居其外引移候に付淺
草聖天町最寄に而替地可被下旨申渡置猶取納之上淺
草山之宿之内小出伊勢守下屋敷一萬七十八坪被下候
間其旨可存尤坪數地所割付等之儀者追而可及沙汰右
之通被仰渡難有奉畏候仍如件

天保十三寅年正月十二日

右 勘 三 郎

外名前一同印形

前 同 斷

一芝居興行方之儀に付而者寛政六寅年文政十一子年
中座元者勿論役者共并に出方之者共迄へも被仰渡
有之近來役者共其外被仰渡之義年々遠失仕猥に相
成給金高追々糶上げ候に隨ひ衣裝持物平日之所業
萬端増長致し且者狂言仕組之儀も其時之流行之事
共狂言に仕組勸善懲惡の意を失ひ不宜風俗之兎角
芝居より町家等え押移り役者共身分之差別も取失
ひ素人に立交り不締之趣は既に去丑年十二月中村
勘三郎羽左衛門兩座操座共引拂被仰付淺草山之宿
之内替地共御手當金も被下置權之助座も萬一類焼
に及候歟追て普請等之節者前書之場所へ被爲引移
候旨被仰渡畢竟芝居永續被爲思召候故之儀者一統
難有奉承知候處此度素人へ立交り候段御聽役共者
之内

羽左衛門

歌右衛門

彦 三 郎

吉 三 郎

遠山左衛門尉様御白洲え被召出巨細御教諭被成下

置候上町役人共え御預けに相成御吟味之上素人
へ立交り候儀は芝居場所替被仰出追而替地へ引移
り候後之儀者心得違懇意之者方へ罷越候迄之儀に
而酒宴之席等へ立交り候儀者無之候得共右始末重
重奉恐入以來一同相慎被仰渡之趣堅相守逸く御廉
書を以被仰聞候條右之通

一役者共給金之儀者寛政之度被仰渡にもとづき三座
取極め一か月極め給金高も有之近年猥に相成座頭
其外夫々給金高追々相進候に付而者舞臺衣裝格別
立派に相成座元より差出候小道具中道具類之内役
者に寄不相用自分持分持料等相調舞臺へ持出候儀
も有之追々奢侈相募り其上駕籠に而往返いたし平
日脇差手道具家事幕方無益之者共差置都而花美大
行之體有之右は全多分給金を取り候故自然と奢
侈之儀有之以外の儀に付役者共藝之分限に應し
衣裝持物等并平日之所業着服共相慎み營方出來候
様に給金高引下可申候

一芝居興行之儀に付寛政之度被仰渡候規定を以三座
振割座頭に可相成重立候役者一ヶ年給金高五百兩
花方二枚目三枚目三百兩二百兩以下女形も右に准

し尤重立役者興行日毎立錢等右にこもり其身藝能
次第相付座元より出勤之儀懸合に罷越候節は早速
承知いたし狂言仕組に可仕懸處近來猥に相成右給
金之外加役衣裝代又々餘内金杯と唱へ内證に而多
分金子受取其上立錢等右給金之外に相成候風聞も
有之右等被仰渡に相振候間向後先年被仰渡候規定
之通之給金高を以一ヶ年興行六替りに割合興行之
度懸合有之候て別段加役衣裝餘内金或は立錢杯之
勝手我儘之儀無之早速稽古に取懸り早朝に樂屋入
夜更に相不成様心掛尤駕籠にて往返等決て不致歩
行之節途中に而素人に立交り候儀は勿論稽古并興
行之節衣服之儀は重に木綿之類著用可致候事
一舞臺衣裝持物等金銀糸之縫摸樣唐物熨斗目長上下
縷子羽二重天鷲絨御武家方式服に紛敷品々勿論鐵
身之大小脇差手道具類金銀蒔繪下げ物等手之込候
品決而不相用衣裝結紬木綿摺込之外美麗成品差用
致間敷事
一かつら之儀近年衣裝其外に准し追々上品に相成不
宜候向後は立役女形共其都而庵末之品相用可申候
但し狂言之筋に寄近例に替り候役相勤候節は別

てかつら衣装等の向工風致し手数も懸り候由以來は可成又危末之品に而相用候様可致候
 一 狂言稽古三日限相熟し大道具小道具等出來次第初日幾日と取極め候は、當日正六ツ時より樂屋入早朝より相始狂言不殘相揃候様可致尤夕七半時限打出し短日に候共あかり用候儀致間敷狂言半にも相仕舞可申候事
 一 寛政之度樂屋三階見通しに致園仕切等相成間敷旨被仰渡有之處近年仕切等相附中にて打寄酒宴に紛敷喰事等致候風聞も有之右之外之儀兼々御沙汰之有之候間以來樂屋三階見通に致し幕間辨當之外美食酒肴等決て取不用且興行中見物之素人知る人に候共茶屋三階樂屋三階通路は勿論棧敷後ろ等に而挨拶咄等決而致間敷候事
 一 座頭并重立候者は迄度々被仰渡之廉相辨可能在候間違失致間敷候得共相中以下若心得違之者有之候は、座元世話役より早速申出候様可致不取敢其筋へ可申立左候は、殿重御沙汰も可有之候座元に而精々無懈怠見廻り素人立交等被仰渡違失之者は厚輕之いとひなく心付可申左候へても不行跡不勤勝

手儘之儀或は見物人引受取極給金之外幕間に引懸餘内杯不相當之金子等受取旨申者有候は、無用捨早々可申出其段早速相伺候様可致候事
 一 重立候役者に候共平生住居成丈手狭に宅を構へ召仕等一兩人に限り弟子役者知る人に候共無益之人數不差置着類之儀木綿之外着用不致家事取締幕方等質素に取賄萬一素人より暑寒音信等有之候共堅く相斷職業差別を考へ都而其身慎方專一に心懸可申事
 一 芝居興行休中相中以下之役者共に候とも素人に立交り不致様其身業體之儀心懸猥に他出等致間敷事右者寛政之度其後文政之度より被仰渡尚又此度市中風俗之儀改候様にとの被仰渡有之一體私共職業之儀は士農工商之外に身分之差別も有之唯勸善懲惡之道を形に而仕來諸人に知らせ候様戲之趣に付御差止にも相成候而も聊御差支無之儀を近年久敷相續致し右に抱り候者すきわひを立候儀に付退轉不致候様被爲思召此度兩座替地迄被下置御國恩を以安穩に渡世相成候儀は全御仁惠之段冥加至極難有可奉存旨入譯前書之廉を以委細被仰含重々難有

奉承伏候然る上は以後一同心得違無之様相互に申合素人へ立交候儀并給金舞臺衣装持物等は勿論興行中三階取締且平生居宅等手輕に住居仕平日衣服之儀は木綿類之外着用致間敷家事取締幕方等都而質素に取賄慎方專一に可仕候若前條之廉致忘却候者有之候は、何様にも可被仰付候依之後爲日御請印形仕置候以上
 天保十三寅四月十七日

- 木挽町六丁目庄兵衛店 幼名 又茂々太郎
 金藏方同居
 歌舞妓役者 市川 九藏 後園 藏
 深川嶋田町熊吉店 市川 八代目 團十郎 安政元八月六日大坂に而自殺
 同 越中島町重助店 庄兵衛方同居
 同 吉三郎
 同 猪三郎
 大傳馬町貳丁目幸吉店

- 同 小川 吉太郎
 住吉町庄助居 杜若方同居 岩井七代目半四郎
 歌舞妓役者 女形 紫若
 新乗物町門兵衛店 尾上 三郎
 同 同 榮三郎
 岩代町義三郎店 尾上 菊次郎
 同 同 菊次郎
 難波町平助店 同 叶みんし
 坂本町貳丁目傳右衛門店 相中 大谷 後廣右衛門 作
 深川三十三間堂前町定吉店 市川 後七右衛門 升五郎
 同 芝西應寺門前町代地新次郎店 市川 後成田屋惣兵衛 宗三郎
 同 芝片門前町壹丁目平右衛門店 市川 藏

高砂町平右衛門店 尾上 岩五郎
 同 同 岩五郎
 木挽町五丁目忠兵衛店 市川 馬平 猿
 同 同 市川 團八
 芝西應寺門前町代地傳兵衛店 市川 八
 同居 同 市川 十郎
 同 同 市川 十郎
 南八丁堀貳丁目長藏店 大谷 十郎
 同 同 杉十郎
 新乗物町與兵衛店 嵐 五郎
 同 同 冠五郎
 南鍋町貳丁目喜右衛門店 惣領 後桐島 右衛門
 中通頭 駒右衛門
 市ヶ谷田町三丁目新八店 尾上 扇藏
 同 同 扇藏
 木挽町五丁目同助店 同 藏

中通 市川 麗助
 三十間堀七丁目茂介店 中村 後音五郎
 同 同 熊五郎
 淺草寺地中法恩院地借 惣領 乃助
 同 同 乃助
 永島町清兵衛店 市川 六
 同 同 市川 六
 具足町幸次郎店 大谷 作
 同 同 大谷 作
 新兩替町四丁目勝次郎店 嵐 六
 同 同 岡六
 木挽町六丁目庄兵衛店 金藏 同居市川 七
 同 同 七
 木挽町五丁目八兵衛店 市川 鯉之助
 女形 同 鯉之助
 木挽町五丁目八兵衛店 後に宮地役者と成 市川 八
 同 同 八

住吉町半兵衛店 尾上 おの江
 同 同 おの江
 新肴町嘉七店 尾上 梅之助
 同 同 梅之助
 岩代町義三郎店 菊次郎 同居 尾上
 同 同 菊次郎 同居 尾上
 牛込馬場下町吉五郎店 浅尾 助
 同 同 浅尾 助
 稻荷頭 竹尾 助
 三十間堀七丁目茂助店 浅尾 助
 同 同 浅尾 助
 難波町平助店みつ方同居 鬼右衛門
 女形 菊 後坂 東佳好
 鍵屋町平助店 岩井 春井 治
 女形 同 岩井 春井 治
 住居町庄助店杜若方同居 岩井 紫若 三郎
 同 同 岩井 紫若 三郎
 木挽町六丁目庄兵衛店 松本 鯛本 介
 頭取 同 鯛本 介

木挽町三丁目伊兵衛店 片岡 虎五郎
 頭取 同 片岡 虎五郎
 木挽町五丁目吉右衛門店 狂言作者 南 北
 芝字田川町伊兵衛店 同馬 後河竹 新七 助
 同 同 同馬 後河竹 新七 助
 坂本町貳丁目傳右衛門店 望月 太左衛門
 同 同 望月 太左衛門
 名主 尾崎 七左衛門殿
 同 同 尾崎 七左衛門殿
 同 同 佐兵衛殿
 同 同 田中 平四郎殿
 前書廉書を以被仰聞候條々嚴重に相守不取締之儀無
 之様精々厚心付晝夜舞臺下焼火等相用候儀に付火之
 元大切に仕夜分は三階其外不殘相廻可申候且役者共
 之内萬一心得違にて被仰渡候趣相背衣裳其外平日之

所業不宣不慎之者給金之外加役衣裳かつら代餘内金等申出候者有に於而は聊無遠慮可申立旨被仰聞途一承知奉畏候等閑に致置候は、何様にも可被仰付候爲後日印形仕置候以上

座元 權之助
世話役 半次郎
三芝居

歌舞妓

役者共

三芝居右狂言取締方之儀寛政六年規定證文差出文政十亥年以來度々申渡置候處近來風俗惡敷給金之外加役餘内杯と唱へ増金をさせ斷受候得者病氣申立興行差支候に付無據増金等相渡候上追々増長致し立者座頭と唱候者一人に付千五百兩程受取候者も有之右に付身分を不顧不相應之奢に長し候趣相聞不埒之至に候向後地所住居は不相成候間一同猿若町へ引移途中往來致候節は暑寒共編笠を相用總而素人へ立交り候儀は難相成且給金之儀は座頭之者一ヶ年五百兩を限り其餘は役者共は右に准し夫々割合相立總而町役人申付座元よりの申談を違背致間敷候尤京大坂等も同

様申渡有之候若其外三都の外遠國城下在町等へ罷越狂言致候儀は不相成其段國々へも御觸有之候其旨を存湯治神佛參詣杯と號し猥に他國へ參候儀とう致間敷候若此上聊に而も申渡之趣相背候は、嚴重之咎可申付候間心得違致間敷候

狂言座
座元共

三芝居狂言取締方之儀寛政六寅年規定證文差出文政十亥年以來度々申渡置候處追々相ゆるみ歌舞妓役者共給金之外加役餘内杯と唱へ増金等相渡右故芝居上高より給金高多く興行差支に相成候様相聞畢竟役者身分不相應之奢に長し右體之過分之給金受取候段不埒に候得其元座其儀も古來より之規定を崩互にせり上候段是又不束之事に候向後立者座頭と唱へ候者一ヶ年給金五百兩に取極其餘之役者共は右に准し割合相渡し以後給金増等致間敷候尤役者共儀過不及無之様三座へ割合一ヶ年限り代々相抱一ヶ所に居付不申様致させ合抱入候儀者不相成且又一年大入之節棧敷代引上候由相聞右は不繁昌を招候儀に付向後棧敷總代とも在來之直段より一切引上不申狂言仕組等猥

成儀無之様可致候

但役者共取締方申渡候上は給金渡方遲滯無之様致遣總而座元之權威を以押付候取斗致間敷候

淨瑠璃語
座元
人形遣ひ

操座者近來淨瑠璃語人形遣ひ等花美之衣類上下等着用致し早替杯と唱へ人形遣ひの働きを見せ追々給分せり上又は道具仕懸等諸入用相懸候故不引合に而休座勝に相成候趣に相聞へ右は一己之利徳名聞に抱り渡世之衰微を不顧心得違之至に候總而狂言座取締申渡候趣に准し淨瑠璃語人形遣ひ給金等相當に引下げ兩座へ代るゝ罷出候様出語り出遣ひ通例之上下格別花美之衣裳等は向後可相止尤座元之者ども、給分渡方遲滯無之様致可遣候
但人形遣ひ者猿若町へ可引移

芝居附茶屋

地主共

此度狂言座猿若町へ引移に相成候に付而は元地へ沙汰可被置候處芝居付に離れ候而は迷惑可致と之趣意

を以地所御引替其上増坪等も被下置候段難有可存一體元地よりは地位も相劣候儀に付近邊見合せ地代相極相當之直上げ致間敷候畢竟場所繁昌致候へば地代店賃等之滯等も無之永久連綿之受取方も出來候儀に付心得違之儀無之様可致

芝居附茶屋共

猿若町地所元地より地位も相劣候儀に付地代之儀は最寄地位に見合せ不相當之直上げ致間敷旨地主共へ申渡候上は其方共儀も是迄よりも住居も致安く狂言座取締も嚴重に相立候間興行等も滯之筋無之然る上は渡世實意に相營み食物料理等高直之品不差出棧敷代敷物代共古來之通相改見物人物入薄き様可心懸左候得ば自然と場所繁昌致し渡世永續も可致且役者共も見物人へ爲引合或は酒宴等之相手に差出候段相聞候に於ては吟味之上茶屋商賣爲止嚴重之咎め可申付候間兼々其方可存

右町々

名主

右之通取締方申付候間其意を得寛政度規定證文文政以來度々申渡之廉々向後無違失様厚相心得役者共申

渡を背座元共如何之取計も有之候上は早々可申立候
若等閑に致置候に於ては其方共迄可爲越度儀に候間
精々取締方行届候様厚可致世話候
但役者編笠之儀者同七日よりかむり申候
右之通り被仰渡畏候仍如件

天保十三寅年七月四日

猿若町一丁目二丁目

- 狂言座 勘三郎
- 同 羽左衛門
- 歌舞妓役者 歌右衛門
- 同 彦三郎
- 木挽町五丁目伊兵衛店 權之助
- 狂言座 伊三郎
- 家主 伊三郎
- 五人組 勇次郎
- 木挽町六丁目庄兵衛店 九藏
- 歌舞妓役者 庄兵衛
- 家主 庄兵衛
- 同 平右衛門
- 猿若町一丁目二丁目 吉右衛門
- 操座 吉右衛門

- 同孫三郎後見 平次郎
 - 淨瑠璃語 人形遣ひ 六人
 - 猿若町一丁目二丁目 芝居附茶屋惣代 四人
 - 木挽町五丁目勇五郎店 長右衛門
 - 芝居附茶屋惣代 長右衛門
 - 同町周助店 國三郎
 - 同 勇五郎
 - 家主 周助
 - 同 伊三郎
 - 五人組 五郎兵衛
 - 右町 幸助
 - 名主 同七左衛門外御用に付
 - 代 幸助
- 右之通
遠山左衛門尉様御番所於御白洲被仰渡御請證文奉差
上候依之寫之
- 國々城下社地等に於て而江戸京大坂より旅稼に出候歌
舞妓役者共を抱芝居狂言等相催候段右は其所之風俗

を亂し不可然筋に付向後決而抱入申間敷候尤三都狂
言座之外他國稼不相成様今般取締方急度申渡候間得
貴意此上右者共罷越芝居興行等之及對談候は、其所
に留置最寄奉行所または御代官領主役場等へ早々可
申出候若觸面之趣相背に於ては右携候者共委遂穿鑿
遠國に候共一人別に江戸表へ呼出し吟味之上村役人
共始一同嚴重之咎可申付候
右之通御料は御代官私領は領主地頭より不洩様可觸
知者也

寅七月四日

町年寄 役所

- 五千五百兩之内
- 一金四百兩 狂言座 勘三郎
- 一金四百兩 同 羽左衛門
- 一金百三拾五兩 操座 吉右衛門
- 一金百三拾五兩 同 孫三郎
- 大茶屋と唱候芝居附
- 料理茶屋兩町に而
- 金拾二兩宛

- 一金四百六拾兩 二拾三軒
- 金拾二兩宛 拾六軒と唱候水茶屋之分
- 一金百六拾八兩 拾四軒
- 金八兩宛 拾五軒と唱候水茶屋分
- 金二百二拾四兩 二拾八軒
- 金五兩宛 二拾八軒と唱候水茶屋分
- 金拾八兩宛 二拾一軒と唱候水茶屋分
- 金百二拾六兩 五百兩極之役者
- 金拾三兩宛 五百兩以下之役者
- 金百四兩 八人
- 金五兩宛 同相中之役者
- 金百三拾五兩 六拾三人
- 金八拾四兩 中通下立役
- 金二兩二分 四拾二人
- 金二兩二分、甲乙なく平均 作者
- 金四拾七兩二分 拾九人
- 金二兩二分五分、三分八厘九毛づゝ、札場手代
- 金九拾三兩 三拾六人
- 金壹兩宛 兩町出方
- 金三百拾九兩 三百拾九人
- 金七兩宛 上分人形遣ひ
- 金三拾五兩 五五人
- 金五兩宛 同相中
- 金二拾兩 四四人
- 金二兩宛 同中通り
- 金六拾四兩 三拾二人

金二兩二分五分八厘九毛づ、換座札場手代
一金拾兩壹分と銀拾六匁五分五厘 四 人
同 出方 五拾一人

右之通金子猿若町へ引移り候爲御手當金町年寄館市
右衛門殿御役宅に而配當被仰付候
寅九月十九日

中村 市川 坂東
 ○助三郎 ▲高麗藏 ▲市三津五郎
 □歌右衛門 ▲高麗藏 ▲市三津五郎
 一ヶ年給金名題
 一金五百兩 尾上 菊五郎 後梅藏
 同 中村 歌右衛門 飯菴
 同 坂東 彦三郎 新水
 同 澤村 訥 後宗十郎
 同 尾上 多見藏 升佛名訥子又長十郎
 同 市川 九藏 又助高や高助佛名其曉
 同 市川 羽左衛門 後竹之丞
 同 金四百兩

同 金三百兩 嵐 吉三郎 後幸四郎又錦升
 同 金二百五拾兩 市川 高麗藏
 同 金二百兩 市川 團三郎
 同 金二百兩 市川 團三郎
 同 金二百兩 關 猪三郎
 同 金二百兩 市川 團十郎 七代目後半四郎
 同 女形名題 岩井 紫若 後梅幸
 同 女形名題 尾上 榮三郎
 同 女形名題 尾上 菊次郎
 同 女形名題 坂東 しようか
 同 女形名題 岩井 杜若
 同 女形名題 小佐川 常世 後澤村源之助
 同 立役相中上分 市川 清十郎
 同 相中上分 尾上 菊四郎 後廣右衛門
 同 金百八兩 大谷 萬作

同 金九拾兩 中島 勘藏 後松本小次郎
 同 金九拾兩 中山 現十郎 後市藏
 同 金九拾兩 中村 鶴十郎
 同 金九拾兩 關 歌助
 同 金七拾二兩 中村 鶴五郎 後膳谷七右衛門
 同 金七拾二兩 市川 升五郎 同中村
 同 六拾兩 中村 靴右衛門
 同 金五拾八兩 坂田 鶴藏 始坂田半十郎
 同 金五拾八兩 坂東 杉弟 後坂東佐十郎
 同 金五拾四兩 △坂東 大次郎
 同 金四拾五兩 中村 森五郎 中村座
 同 金四拾五兩 市川 廣五郎 頭取
 同 金三拾六兩 中村 鷺助
 同 金三拾六兩 澤村 欽之助 後字十郎
 同 金三拾六兩 中村 駒助
 同 金三拾六兩 相中

同 金三拾六兩 尾上 岩五郎
 同 金三拾六兩 關 十三 始市川好藏
 同 金二拾七兩 市川 宗三 後成田や宗兵衛
 同 金二拾七兩 △市川 川藏
 同 金二拾七兩 坂東 五八
 同 金二拾七兩 市川 茂十郎
 同 金二拾七兩 市川 三藏
 同 金二拾四兩 中村 市右衛門
 同 金二拾一兩 市川 七五三藏
 同 金拾八兩 市川 團八
 同 金拾八兩 大谷 杉十郎
 同 金拾五兩 澤村 紀治
 同 金拾五兩 坂東 冠五郎
 同 金拾二兩 岩井 大藏 後坂東善作
 同 金拾兩三分と三匁 岩井 梅藏

同	金拾兩三分と三匁	市川	△海藏	後市川三郎
同	金拾兩三分と三匁	中村	○歌太郎	
同	金三拾兩	中島	勘右衛門	
女形相中上分	金百二拾兩	中村	□芝鶴	
同	金百八兩	叶	眠子	後風小六
同	金九拾兩	市川	△壽美之丞	
同	金九拾兩	岩井	松之助	
同	金七拾二兩	坂東	橘之助	後善妻市之丞
同	金七拾二兩	瀬川	菊代	後坂東佳好
同	金七拾二兩	中村	□歌菊	
同	金五拾四兩	坂東	佳朝	
同	金四拾二兩	岩井	辰之助	
同相中	金三拾六兩	瀬川	増吉	後中村政次郎
同	金三拾六兩	市川	△麗之助	
同	金三拾六兩	中村	○吉次郎	

同	金三拾六兩	岩井	春次	
同	金三拾六兩	市川	△三筋	
同	金三拾六兩	尾上	梅之助	
同	金三拾兩	市川	△錦子	
同	金拾八兩	尾上	梅代	
同	金拾八兩	中村	□歌女太郎	後歌女之丞
同	金拾八兩	松本	にしき	後松本大藏
同	金百二拾八兩	中村座	中通り十二人	
同	金七拾六兩	同	下立役八人	
同	金二百兩	同	狂言方	
同	金百五拾兩	同	大道具	
同	金二百兩	同	小道具	
同	金百兩	同	看板	
同	金二百三拾兩	同	藏衣装	
同	金三拾兩	同	頭取	
同	金百八拾兩	同	義太夫	日々引金貳分貳朱
同	金九拾兩	同	親幣	金津

同	金三拾兩	同	頭取	
同	金百八拾兩	同	義太夫	日々引金貳分貳朱
同	金九拾兩	市村座	○親幣	金津
同	金百二拾八兩	同	中通り十二人	
同	金七拾六兩	同	下立役八人	
同	金二百兩	同	囉子	
同	金百五拾兩	同	狂言方	
同	金二百兩	同	大道具	
同	金百兩	同	小道具	
同	金百兩	同	看板	
同	金百三拾兩	同	藏衣装	
同	金三拾兩	同	頭取	
同	金百八拾兩	同	義太夫	日々引金貳分貳朱
同	金九拾兩	同	親幣	金津
同	金百二拾八兩	河原崎座	○中通り十二人	

同	金七拾六兩	同	下立役八人	
同	金二百兩	同	囉子	
同	金百五拾兩	同	狂言方	
同	金二百兩	同	大道具	
同	金百兩	同	小道具	
同	金百兩	同	看板	
同	金二百三拾兩	同	藏衣装	
同	金三拾兩	同	頭取	
同	金百八拾兩	同	義太夫	日々引金貳分貳朱
同	金九拾兩	同	親幣	金津

三升屋二三治戲場書留下卷終

燕石十種第一終

明治四十年五月二十日印刷
明治四十年五月廿五日發行

非賣品

編輯者兼
發行者

市島謙吉

國書刊行會代表者

東京市京橋區南傳馬町一丁目十二番地

印刷者

本間季男

東京市本所區番場町四番地

印刷所

東京市本所區番場町四番地
内外印刷株式會社

IL9E21

